



次なる
茨木へ。

令和6(2024)年度版

い バ ラ き の環境（案）

（令和5(2023)年度実績報告書）

心がけから行動へ みんなで創る環境にやさしいまち

目次

はじめに	1
1 令和5(2023)年度のい・バ・ラ・き環境ニュース	4
2 環境像を実現するための基本施策・取組方針の進捗状況	6
各基本施策・取組方針ページの見方 ～P22・23を例に～	6
【いごちの良い生活環境をたもつ】	8
1 健康に過ごすことができる生活環境の保全	8
2 新たな環境課題への対応	11
3 快適環境の保全	12
【バランスのとれた自然環境をつくる】	14
1 都市とみどりの共存	14
2 自然資源の利用の推進	16
3 生物多様性の保全	18
【ライフスタイルの見直しで低炭素なまちをめざす】	20
1 省エネルギーの実践及び普及啓発	20
2 再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入促進	22
3 低炭素な暮らしや事業活動の推進	24
【きちんと分別で資源の循環をすすめる】	26
1 減量化の推進	26
2 再資源化の推進	30
3 適正処理の推進	33
【環境意識・環境教育・環境行動】	35
【環境基本計画の推進体制】	37
【環境基本計画の進行管理】	38
環境に関する主な支援制度一覧	40
茨木市環境基本条例	43

別添 茨木市地球温暖化対策実行計画の進捗状況

★【市HP】 ページIDとは

市公式ホームページの各ページには、それぞれ固有の「ページID」が割り振られています。トップページ等の「ページID 検索」の検索窓にページIDを入力すると、目的のページを表示することができます。（右図読取で説明ページにアクセスできます）



はじめに

本市の市域は、南北に長く東西に短い形となっています。北半分は丹波高原の老の坂山地の麓で、南半分には、大阪平野の一部をなす三島平野が広がっています。

近年における市の環境の概況としては、大気、水質では、概ね環境基準を達成しており、健康被害や環境への大きな課題は発生していません。

また、令和6(2024)年3月に、本市では、茨木市再生可能エネルギー導入戦略を策定しました。本戦略は、地域脱炭素実現に向けた再生可能エネルギー導入のための計画であり、再生可能エネルギー導入に関わる具体的な施策を推進するため策定したものです。長期目標である令和32(2050)年度市民一人当たり温室効果ガス排出量実質ゼロに向け、取組を着実に実現させていきます。

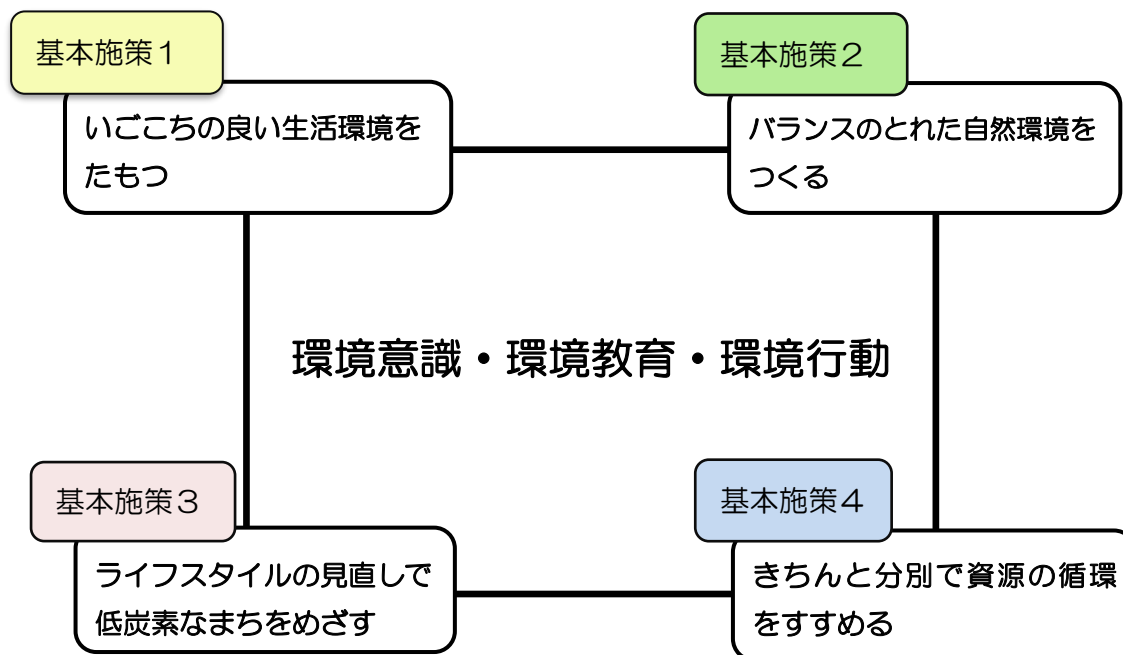
令和6(2024)年度版いばらきの環境は、茨木市環境基本条例第10条に基づき年次報告書として作成したもので、平成27(2015)年度から実施している新たな環境基本計画における基本施策の4つの柱に沿った構成としています。

環境像

心がけから行動へ みんなで創る環境にやさしいまち

基本施策

4つの基本施策を立てており、いずれの施策も人づくりや仕組みづくりが重要であることから、「環境意識」「環境教育」「環境行動」を横断的な要素としています。



環境基本計画の進行管理（PDCAサイクル）

茨木市環境基本計画の上位計画である「第5次茨木市総合計画」では、基本計画に掲載されている施策等を効果的に進めていくために、今後市として取り組むべき具体的な事業の計画を、「実施計画」として毎年度見直ししながら作成しています。

環境基本計画のPDCAサイクルでは、この実施計画を改善することとしており、本報告書では、実施計画の事業など具体的な取組内容について記載しています。

また、報告書の公表に際して、環境審議会からの意見や助言に基づき、取組方法などの見直しを行い、次年度以降の実施計画に反映しています。

計画（Plan）

毎年の実施計画「第5次茨木市総合計画実施計画」

改善（Action）

- Check 内容を取組方法や事業内容に反映
- 必要に応じ環境指標の見直し

実施（Do）

- 市の施策、事業の実施
- 市民・事業者・市の連携による取組の実施

点検・評価（Check）

- 市の施策、事業の評価
- 市民・事業者の取組状況の把握

意見・助言

年次報告書
（いばらきの環境）
の公表

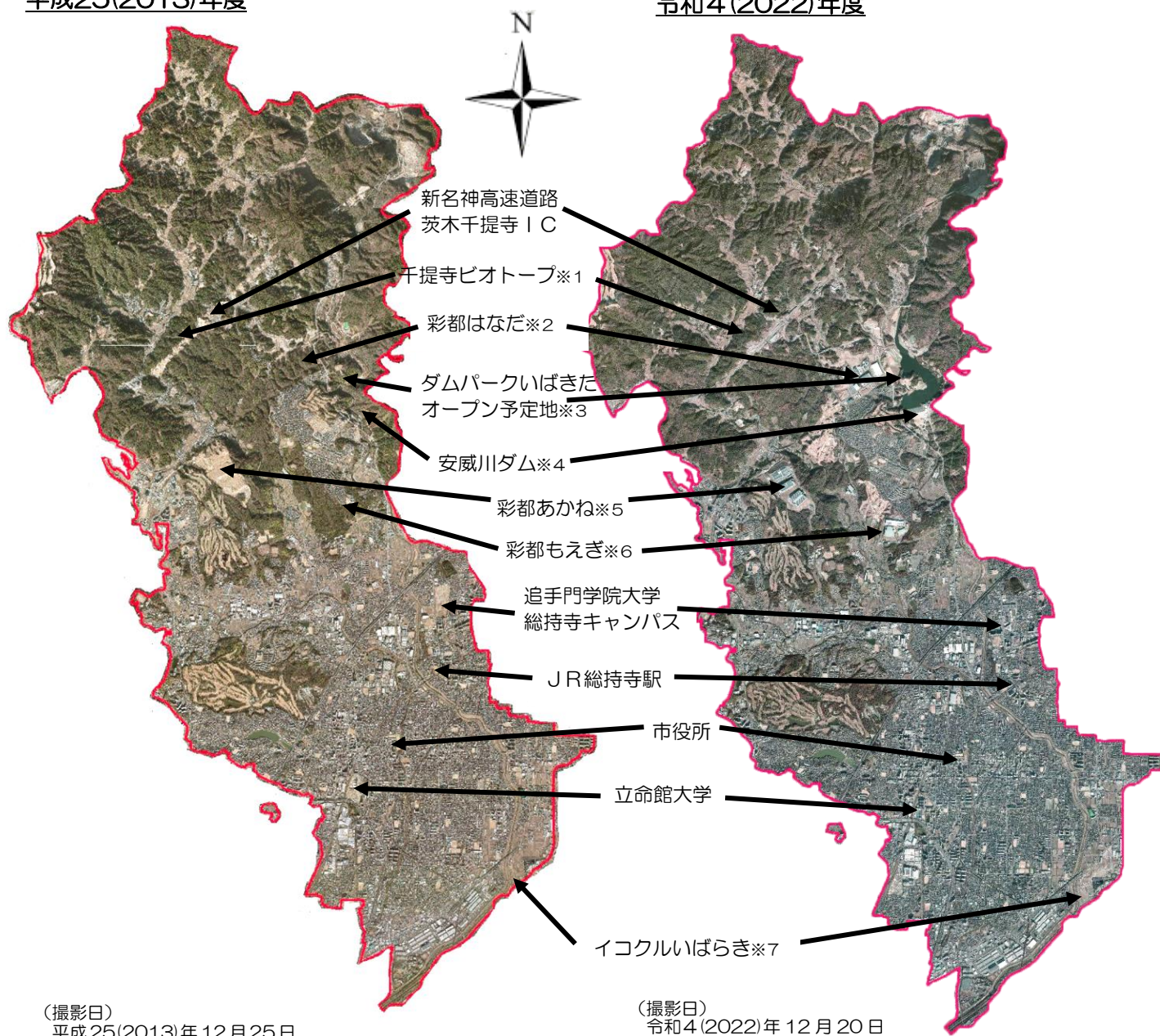
- 環境審議会
- プラットホーム
- 市民・事業者

茨木市の全域図

環境基本計画策定年度である平成 25(2013)年度と直近で、本市がどのような変化をしたのか見てみましょう。

平成25(2013)年度

令和4(2022)年度



(撮影日)
平成 25(2013)年 12月 25日
平成 25(2013)年 12月 29日
平成 25(2013)年 12月 31日
平成 26(2014)年 1月 3日

(撮影日)
令和 4(2022)年 12月 20日

※1 千提寺ビオトープ…水生生物などの生きものが生息できるように作られた人工的な空間のことをビオトープという。千提寺ビオトープには、新名神高速道路の建設予定地にあったため池に生息・生育していた水生生物や植物を移植している。

※2 彩都はなだ…彩都東部地区「中央東地区」の町名。

※3 ダムパークいばきた…官民連携により整備する安威川ダム周辺の公園。

※4 安威川ダム…P.18 参照

※5 彩都あかね…彩都中部地区の町名。

※6 彩都もえぎ…彩都東部地区「山麓線エリア地区」の町名。

※7 イコクルいばらき…地域の活性化や賑わいの創出、防災機能の強化などをコンセプトとした、南部地域の新たな拠点。

1 令和5(2023)年度のい・バ・ラ・き環境ニュース

令和5(2023)年度の主な取組を、環境基本計画で掲げている「4つの基本施策」から一つずつご紹介します！

い

ごこちの良い生活環境をたもつ

管更生工法による下水道の耐震補強

地震への備えとして、耐震性能が不足している重要な幹線等の既設下水道管の内側に新たに管を構築することにより、耐震化を図っています。

耐震化を進めることで、地震に対する安全性を高めて、安心した都市活動の継続に寄与しています。



施工前



施工後



バ

ランスのとれた自然環境をつくる

森林環境譲与税の活用について

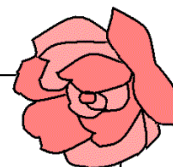
茨木市文化・子育て複合施設「おにクル」では、内装部分やもっくる内の遊具などの木材利用に対して、森林環境譲与税を活用しています。また、森林整備ボランティアの活動支援など、公益的な機能を有する森林の保全を図るための事業にも活用しています。

・森林環境譲与税について

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/nouto/midori/menu/shinrinnikansurukoto/48984.html>

【市HP】 ページID：48984





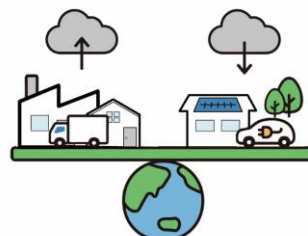
茨木市再生可能エネルギー導入戦略の策定

令和6(2024)年3月に、茨木市では、茨木市再生可能エネルギー導入戦略を策定しました。

本戦略は、地域脱炭素実現に向けた再生可能エネルギー導入のための計画であり、「茨木市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」で示している「環境負荷が小さいまちづくりが進んでいるまち」の実現に向けた、再生可能エネルギー導入に関わる具体的な施策を推進するため策定したものです。

- ・茨木市再生可能エネルギー導入戦略を策定
<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/kankyos/menu/kankyokeikaku/jikoukeikaku/saienesen/64021.html>
 【市HP】 ページID : 64021

茨木市再生可能エネルギー導入戦略



令和6年(2024年)3月

茨木市

茨木市再生可能エネルギー
導入戦略



ごみとして出す前に、売却や譲渡してリユースにつなげてみませんか？

市民のリユース活動に対する意識の向上と行動の変容を促すなど、本市におけるリユース事業を推進するため、市と株式会社ジモティー及び株式会社マーケットエンタープライズは協定を締結しました。

まだ使えるのに不要になってしまった衣類や家具、家電など、不要品を売りたい場合は「おいくら」で一括査定の依頼、(2)不要品を譲渡したい場合は「地元の掲示板 ジモティー」での投稿、を検討してみてください。



ロゴ(おいくら)



ロゴ(ジモティー)

- ・もったいない！不要品でもまだ使えるならリユースを
<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/shigenjunkan/menu/kateikeigomi/reuse.html>
 【市HP】 ページID : 51904

2 環境像を実現するための基本施策・取組方針の進捗状況

各基本施策・取組方針ページの見方 ～P.22・23を例に～

基本施策3 ライフスタイルの見直しで 取組方針(2) 再生可能エネルギー 導入促進

【目指すまちのすがた】

- ・化石燃料に依存しない、再生可能エネルギー活動の普及が進んでいます。

■目指すまちのすがた

環境基本計画では取組方針ごとに、それぞれの目指すまちのすがたを示しています。簡潔な表記としているため、それぞれ具体的に含まれている内容については、環境基本計画でご確認ください。

【設定した環境指標の状況】

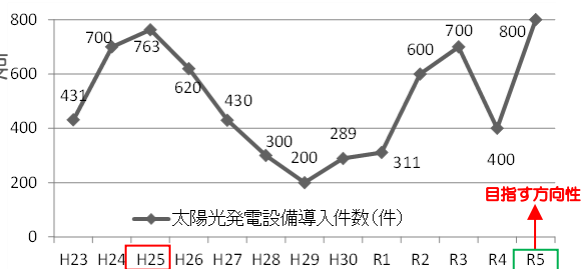
「再生可能エネルギー導入件数」(8-1)

再生可能エネルギーの主である太陽光発電設備の導入件数が800件となったのは、システム設置費用が低下していることが要因であると考えられます。

※再生可能エネルギーとは、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなど、自然の営みから継続して利用できるエネルギーのことです。

※新電力とは、電力小売自由化により、新規参入した電力会社のことです。

※茨木市所管施設での再生可能エネルギー導入状況は、資料編P.38～39に記載しています。



□ : 基準年度 □ : 最新年度

※木質ペレット等の製造工場への、間伐材の搬入量は、平成29(2017)年度以降、搬入先の辞退申し入れにより把握出来る数値がありません。

※平成30(2018)年度からバイオエタノールプラントへの廃木材搬入をしていないため、把握できる数値がありません。搬入されていた廃木材は、ごみ処理の燃料となる石炭コークスとともに燃焼の副資材として活用されています。

■基準年度と最新年度

基準年度…環境基本計画で基準としている年度(平成25(2013)年度)

最新年度…最新年度…令和5(2023)年度に把握可能である最新の年度

■環境指標

環境指標は、環境基本計画(平成27(2015)年3月策定)で設定されたもので、めざすべき環境像である「心がけから行動へ みんなで創る環境にやさしいまち」の実現に向けて実施する施策や取組の動向を把握するための数値です。

■令和5(2023)年度に実施した主な取組内容の紹介
取組方針における具体的な取組内容を紹介しています。

令和5(2023)年度に実施した主な取組内容の紹介

■太陽光発電システム設置場所の貸し出し【水道部総務課】→指標8-1と関連

平成28(2016)年度から再生可能エネルギーの導入促進を目的に、水道施設の一部を太陽光発電システムの設置場所として、公募により決定した民間事業者到有償貸出ししています。

令和5(2023)年度の合計発電量は202,087kWhでした。

■指標●-●と関連（指標の（●-●）と対応）

対応する指標の実績値を、目指す方向に進めるよう寄与する取組を表しています。

令和5(2023)年度から年次的に庁舎へLED照明設備を導入しており、令和5(2023)年度から令和6(2024)年度にかけて、合同庁舎照明設備のLED化を実施しております。

元茨木川緑地では、老朽化した公園灯のLED化を平成27(2015)年度において完了しました。その他の公園、児童遊園、緑地の全ての公園灯894灯及び公園トイレ照明140灯については、令和3(2021)年度にLED化を完了しました。

そのほか、街路灯48灯をLED化しました。

■【●●課】

取組の担当課を示しています。

100%になりました。

■雨水貯留タンク【下水道施設課】

雨水貯留タンクに、雨どいから流れた雨水を貯めることで、庭への散水や花・木への水やりなどに利用することができます。また、下水道へ雨水が流出することを抑制するため、本市では雨水貯留タンク設置者に対する補助制度を設けています。令和5(2023)年度は10件の実績がありました。



雨水貯留タンク

・雨水貯留タンク設置による補助金

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/kensetsu/gesuidoshisetsu/menu/tankusetchi.html>

【市HP】 ページID : 5210

基本施策 1 いこちの良き生活環境をたもつ

取組方針（1）健康に過ごすことができる生活環境の保全

【目指すまちのすがた】

- ・大気、水等の環境が良好な状態で維持されています。
- ・生活排水が適正に処理されています。

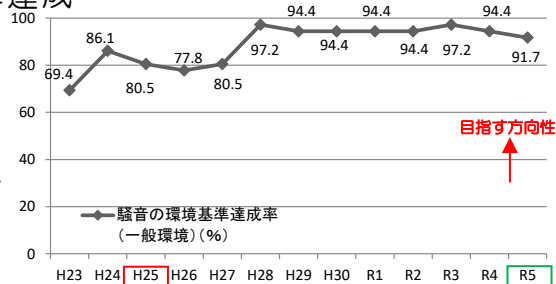
☆以下、環境指標の基準年度は基本的に茨木市環境基本計画策定時において最新データであった平成25(2013)年度としています。

【設定した環境指標の状況】

「一般環境における騒音の環境基準達成率」(1-1)

環境基準達成率は91.7%で、前年度より微減となる結果でした。

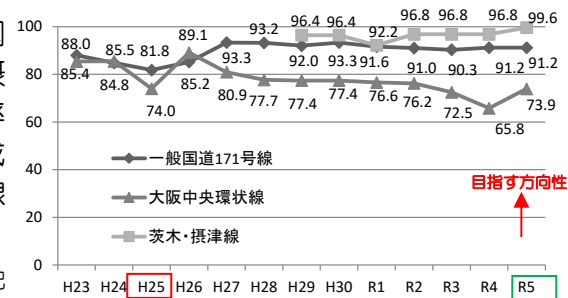
※一般環境の騒音測定結果の詳細は資料編P.26～27に記載しています。



「道路騒音の環境基準達成率」(1-2)

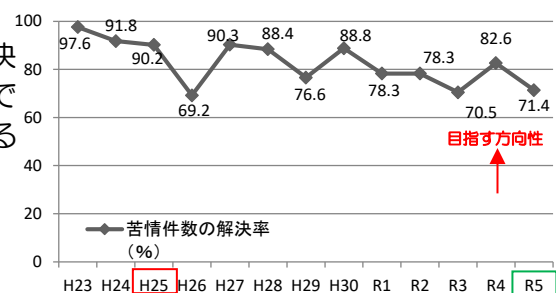
令和5(2023)年度の数値は、一般国道国道171号、大阪中央環状線、茨木摂津線の3路線3地点での環境基準達成率です。茨木摂津線については、平成29(2017)年度より、毎年測定する路線に追加しています。

※道路騒音の測定結果の詳細は資料編P.28～29に記載しています。



「公害苦情の解決率」(1-3)

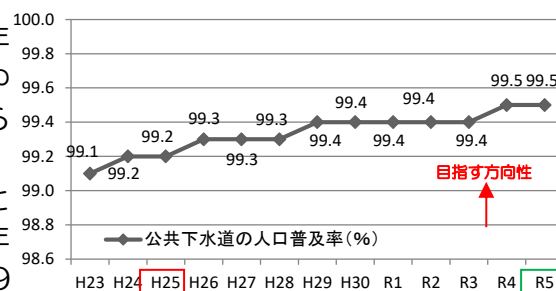
寄せられた公害苦情42件のうち、解決に至ったのは30件で解決率は71.4%でした。苦情解決率は例年より微減となる結果でした。



「公共下水道の人口普及率」(1-4)

本市では、昭和30年代後半(1960年代前半)の急激な都市化によって、浸水や水質汚濁が進み、昭和37(1962)年から公共下水道の整備に着手しました。

この下水道整備を市政の最重要施策として、積極的に実施し、令和5(2023)年度末現在で公共下水道の人口普及率は99.5%となっています。



□：基準年度 □：最新年度

令和5(2023)年度に実施した主な取組内容の紹介

■市内の環境監視及び公害関係法令に基づく指導【環境政策課】→指標1-1、指標1-2、指標1-3と関連

※以降、各環境指標を目指すべき方向にしていくための取組を紹介する際、上記のように記載します。

市内の大気汚染、水質汚濁、騒音の状況を把握するため、大気常時監視、河川及び地下水の水質測定、一般環境及び道路沿道の騒音測定を行いました。大気常時監視の結果については、市のホームページに速報値を掲載しています。このほか、光化学スモッグ発令時には、関係機関に通報連絡をしています。

大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法等の公害関係法令に基づく届出の受付及び立入調査、改善指導等を行うとともに、市民からの公害苦情及び相談を受けたときは、関係課と連携し、発生源事業所に対する改善指導を行い、良好な生活環境の保全に努めています。



■水洗便所の普及（水洗便所改造に係る貸付金・助成金）【下水道総務課】

水洗便所設置等を促進するため、くみ取り便所等から水洗便所への改造に必要な資金を、1設備につき300,000円以内で貸し出す貸付金制度を設けています。また、水洗便所に改造される際に、1戸1設備に限り5,000円の助成金の交付を行っています。

令和5(2023)年度は、助成金の交付決定を8件行いました。

- ・水洗便所改造に係る貸付金・助成金について

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/kensetsu/gesuidosoumu/menu/benjokaizo.html>

【市HP】ページID：5409

■合併浄化槽の設置【下水道施設課】

川や水路の水をきれいに保ち、快適な生活環境をつくるために、平成25(2013)年度より本市の北部地域に合併浄化槽（家庭から排水される台所や風呂などの生活排水とし尿と一緒に浄化処理する施設）を市で設置し、維持管理する公設浄化槽事業（民間の浄化槽を所有者から寄附を受け、市で維持管理を行う事業を含む）を行っています。

対象地域は、大字泉原、大字上音羽、大字下音羽、大字長谷、大字銭原、大字清阪で浄化槽の大きさが200人槽以下となる住宅または事業所を対象としています。

これまでに、累計で147基整備しています。

- ・公設浄化槽の設置希望者を募集

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/kensetsu/gesuidoshisetsu/menu/45175.html>

【市HP】ページID：45175

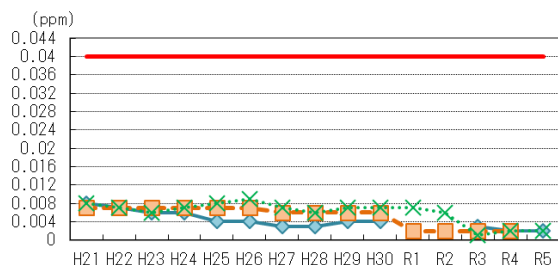
令和5(2023)年度のいばらきの生活環境について

大気 ◆ 茨木市役所局 □ 中央卸売市場局 × 耳原小学校局 — 環境基準

※中央卸売市場局については、令和5(2023)年度に廃止となりました

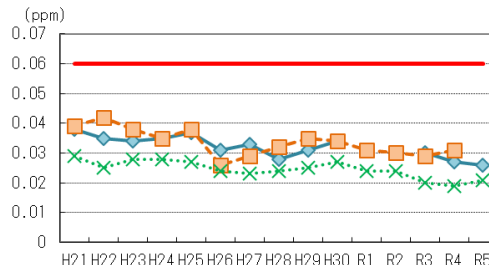
二酸化硫黄（日平均値の2%除外値）

【環境基準】0.04ppm 以下であること等



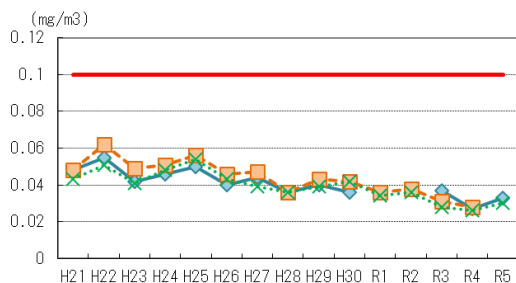
二酸化窒素（日平均値の年間98%値）

【環境基準】0.06ppm 以下であること等



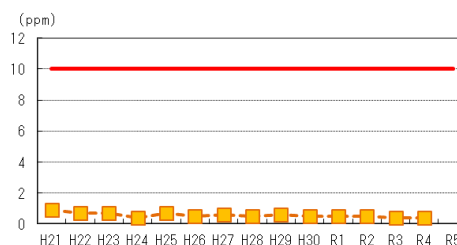
浮遊粒子状物質（日平均値の2%除外日）

【環境基準】0.10mg/m³ 以下であること等



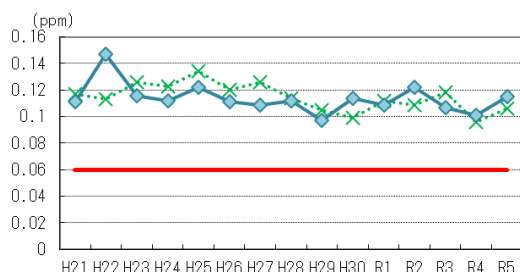
一酸化炭素（日平均値の2%除外日）

【環境基準】10ppm 以下であること等



光化学オキシダント（昼間の1時間値の最高値）

【環境基準】0.06ppm 以下に維持すること等



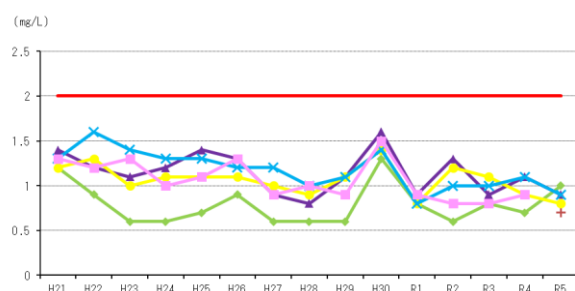
光化学オキシダント以外の項目について、環境基準を達成しています。詳細な数値については、いばらきの環境資料編「大気環境の保全」（P.3～8）をご覧ください。

水質

— 車作大橋(安威川) — 桑ノ原橋(安威川) — 宮島橋(安威川)
— 安威川合流直前(茨木川) — 中河原橋(勝尾寺川) — 千歳橋(安威川)
— 環境基準

生物化学的酸素要求量（BOD）（75%水質値）

【環境基準】2mg/L 以下であること



水の汚れ具合を表す目安として「BOD（生物化学的酸素要求量）」という指標があります。BODとは水中の汚れを微生物が分解し、きれいにする時に必要な酸素の量を示したものです。この数値が大きいほど、水は汚れています。魚が快適に住める水質は、BOD 5mg/L以下です。

基本施策 1 いごちの良き生活環境をたもつ

取組方針（2）新たな環境課題への対応

○目指すまちのすがた

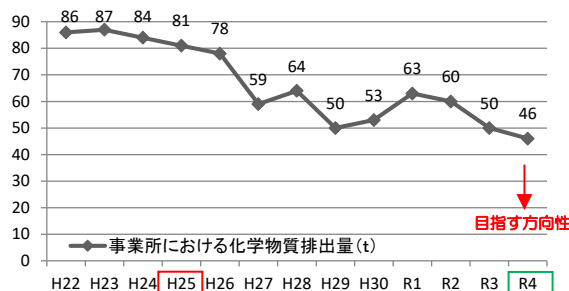
- ・化学物質を取り扱う事業所では使用の低減と適正管理が行われ、ライフサイエンス系施設では環境保全協定が守られ、周辺環境が良好な状態で維持されています。

【設定した環境指標の状況】

「事業所における化学物質排出量」(2-1)

国で取りまとめを行った最新の数値として、令和4(2022)年度の事業所における化学物質排出量は46 tでした。平成23(2011)年度をピークに減少傾向にあります。

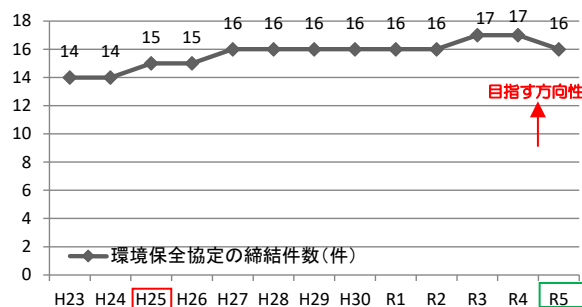
※集計が完了している年度の数値を掲載しています。



「環境保全協定の締結件数」(2-2)

令和5(2023)年度末時点での環境保全協定の締結件数は16件でした。

※環境保全協定とは、「茨木市生活環境の保全に関する条例」に基づき、ライフサイエンス系施設の設置の際に市と事業者の間で締結し、周辺の環境に影響を及ぼさないようにするために、安全管理組織の整備、事故等の未然防止等について定めるものです。



□：基準年度 □：最新年度

令和5(2023)年度に実施した主な取組内容の紹介

■PRTR法に関する届出及びライフサイエンス系施設環境保全対策【環境政策課】→指標2-1、指標2-2と関連

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(PRTR法)に基づき、特定化学物質の環境への排出量等の届出を事業所へ指導し、事業者による化学物質の自主的な管理や削減への取組が促進するよう助言を行いました。市内から排出される化学物質は、ガソリンに含まれるトルエンなど揮発性有機化合物が大半です。

また、市内で「ライフサイエンス系施設の環境保全対策に係る協定」を締結している事業者には、実験の実施状況や施設の管理状況等の報告を指導するとともに、定期的に立入調査を実施し、施設の適正な維持管理について指導を行いました。

※ライフサイエンス系施設とは、遺伝子組換え実験等及び遺伝子組換え生物の保管、運搬を行うための施設のことです。



ライフサイエンスパークのまちなみ

基本施策 1 いごちの良き生活環境をたもつ

取組方針（3）快適環境の保全

○目指すまちのすがた

- ・モラル・マナーの向上で快適な生活環境が保たれています。

【設定した環境指標の状況】

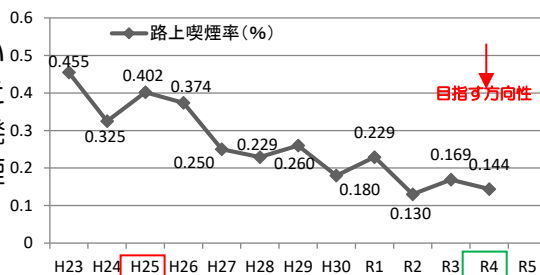
「路上喫煙率」（3-1）

路上喫煙率は下げ止まりの水準が続いており、定点調査の実施を終了しましたが、マナー推進員による条例の周知・啓発活動や職員による巡回指導等の路上喫煙防止に関する取り組みを継続しています。

- ・路上喫煙禁止地区について

https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/s_himin/shiminseikatsu/menu/shiminseikat_sukakari/rojoikitsuen/kinsitikusitei.html

【市HP】ページID：24752



※路上喫煙率＝喫煙者（加熱式たばこ含む）/総通行量

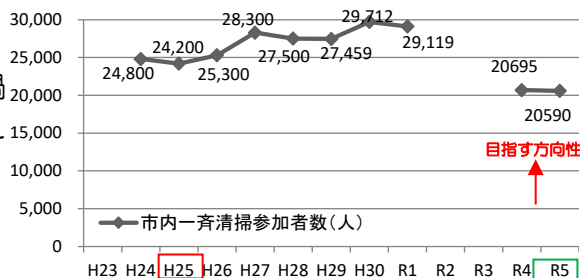
※令和5年に定点調査の実施を終了しました

「市内一斉清掃参加者数」（3-2）

市内一斉清掃参加者数は、コロナ禍による中止が影響し、減少したと考えられます。

※年末一斉清掃の参加者数になります。

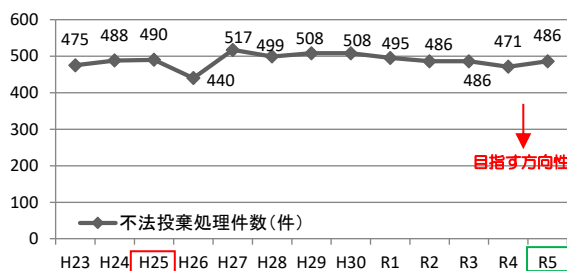
※令和2(2020)年度・令和3(2021)年度は中止しました。



「不法投棄処理件数」（3-3）

令和5(2023)年度は、昨年度より不法投棄件数が増加しています。不法投棄禁止の看板設置による啓発や職員によるパトロールなど、不法投棄件数削減に向けた取組を行っております。

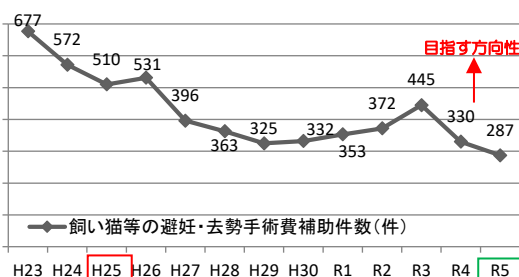
※不法投棄処理量については資料編P.32に掲載しています。



「飼い猫等の避妊・去勢手術費補助件数」（3-4）

飼い猫を含む補助件数全体では、前年度に比べ減少しています。所有者不明猫の避妊・手術に取り組む団体は、令和6(2024)年3月末現在で23団体の登録があり、生活環境に配慮しながら積極的に取り組んでいます。

※環境基本計画では「飼い犬等」ですが、制度の変更に伴い「飼い猫等」に変更しています。



※平成27(2015)年6月までは飼い犬を含む

□：基準年度 □：最新年度

■動物愛護の推進【市民生活相談課】→指標3-4と関連

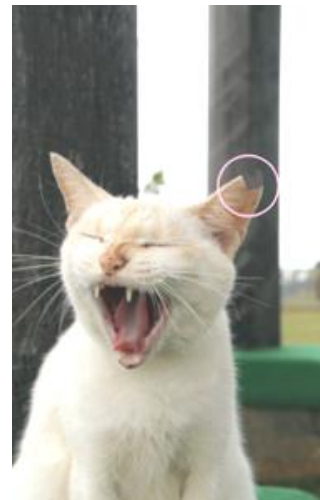
飼い猫等のみだりな繁殖を抑制し、動物愛護についての意識の高揚、並びに地域社会に対する迷惑の防止を図るため、猫の飼い主、及び一定要件を満たす所有者不明猫を減らす活動を行う団体に対して、避妊・去勢手術費の一部の補助を行いました。

所有者不明猫活動団体は、世話をする猫が避妊・去勢手術を受ける際、同時に耳先をカットし、繁殖能力がないことが一目で分かるようにした後、捕獲した場所に戻します。このように、地域に不幸な命を増やさず、所有者不明猫が命を全うできるよう、人と動物が安心して暮らしていけるような環境づくりに取り組んでいます。

また、動物愛護週間の啓発行事として「動物愛護展」を開催し、パネルの展示や行政収容動物の譲渡についての情報提供などを行いました。

・所有者不明猫活動団体について

https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kurashi_tetsuzuki/pet_animal/catt/54199.html 【市HP】ページID：54199



■ごみの散乱防止【環境事業課】

ごみ置場のごみの散乱を防止するため、「防鳥ネット」の貸し出しを行っています。カラスが集積場所のごみを荒らして困るという苦情をよく聞きます。主な原因は、簡単にエサとなる生ごみにありつけるからだといわれています。カラスの繁殖期は3月から7月で、この時期、カラスの活動は活発になります。

ごみの出し方次第で、環境やまちの美観を損ねることはもちろん、格好のカラスのエサとなります。カラスが活動しにくいまちにするには、まずエサを絶つことです。

市で登録されたごみ集積場所を管理している自治会や地域の団体等に対して、防鳥ネットの貸し出しを行っています。環境事業課（東野々宮町14-1）または資源循環課（市役所本館8階）へお越しください。

なお、防鳥ネットが不要になった場合は、市にご返却ください。（破損した場合は、新しいものと交換いたします。）



防鳥ネット

基本施策2 バランスのとれた自然環境をつくる 取組方針（1）都市とみどりの共存

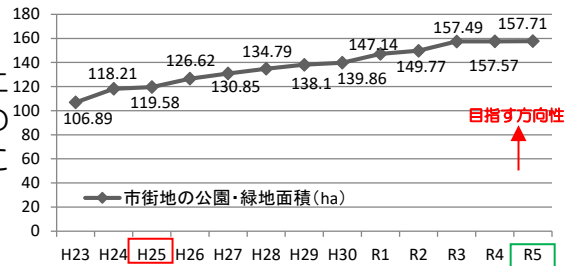
【目指すまちのすがた】

- ・市民や事業者・団体が、みどりの必要性を認識し、緑化活動や水辺の保全が進んでいます。
- ・公園や水辺は、市民でにぎわっています。

【設定した環境指標の状況】

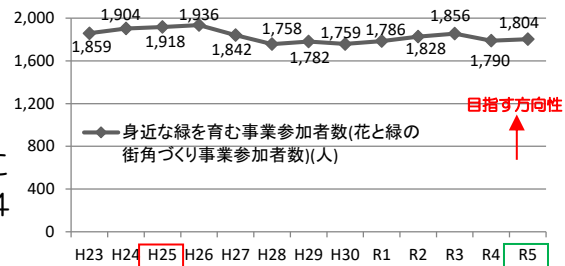
「市街地の公園・緑地面積」（4-1）

山手台新町西緑地ほか2か所の緑地の土地の整理を行った際、面積に変更が生じたので、市街地の公園・緑地面積が157.71haになりました。



「身近な緑を育む事業参加者数（花と緑の街角づくり推進事業参加者数）」（4-2）

広報活動や参加者への丁寧なサポートによって、事業への参加者が少し増え、1,804人になりました。



□：基準年度 □：最新年度

令和5(2023)年度に実施した主な取組内容の紹介

■さくらまつり【公園緑地課】

緑地の桜を楽しんでいただくことで、自然環境の大切さを啓発するとともに、まちの活性化につなげるために、桜の開花シーズンに元茨木川緑地で市民さくらまつりを開催しています。令和5(2023)年度は3月29日から4月12日に開催し、約9,400人の方が来園しました。

- ・市民さくらまつりの開催について（開催時期のみ掲載）

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/kensetsu/koen/menu/ev-ent/sakura.html> 【市HP】 ページID：57518



さくらまつり

■若園公園バラ園【公園緑地課】

市の花バラが親しまれるように、若園公園に180品種 1,750株のバラを植栽したバラ園があります。春と秋の開花シーズンには市内外から多くの方々が訪れます。令和5(2023)年度は、夏と冬にせんだ実技講習会を開催しました。

・若園公園

https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/kensetsu/koen/menu/koen_yugu/koen_yugu_syokai/wakazono.html 【市HP】 ページID : 5728



若園公園



せんだ実技講習の様子

■民有地緑化助成事業【公園緑地課】

都市緑化を推進するためには、公共施設だけではなく住宅や事業地等の民有地の緑化に取り組む必要があります。本市では住宅等への生垣設置及び壁面緑化、道路沿いの植栽を対象に、その費用の一部を助成し、緑豊かで潤いのある街づくりの推進を図っています。

令和5(2023)年度は7件、新たに沿道に87本の樹木が植栽されました。

・住宅や事業所を緑化する人へ補助金を交付します

https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/kensetsu/koen/menu/keikaku_shiryo_shinseisyo/ryokkaseido/ikegakiryokka.html 【市HP】 ページID : 5100

■みどりのカーテンの推進【環境政策課】

身近に実践できるヒートアイランド対策として、みどりのカーテンを推進しています。みどりのカーテンとは、つる性植物を窓や壁の外側にカーテンのように生育させることで、日差しを和らげたり、葉から出る水蒸気（蒸散作用）で室内の温度上昇を防いだりするものです。

令和5(2023)年度は市民49人、事業者等6団体、市立保育所等6か所、市立幼稚園11園、市立小学校31校、市立中学校12校、学童保育室3か所に取り組んでいただきました。



■庁舎の屋上緑化【総務課】

家庭での取組の様子

建物のコンクリートや道路のアスファルトなどは、太陽の熱を吸収し蓄えるため、夜になっても気温が下がらない「ヒートアイランド現象」が起こります。このような現象を抑制する対策として、平成26(2014)年度に、庁舎の屋上の一部を緑化し、屋根焼けの防止及び断熱・保温効果による空調の効率化を図っています。

施工した箇所の効果測定を行い、外気との温度差でみると、概ね同じ外気温度で施工前と比較した場合、夏期で0.7℃から1.4℃の断熱効果が、冬期では、0.7℃から2.8℃の保温効果があると考えられます。

基本施策2 バランスのとれた自然環境をつくる 取組方針（2）自然資源の利用の推進

【目指すまちのすがた】

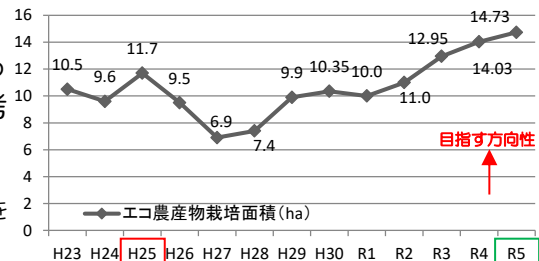
- ・美しい里地・里山が保全され、環境に配慮した農地の活用が進んでいます。
- ・間伐材などの有効利用が多方面で進んでいます。

【設定した環境指標の状況】

「エコ農産物栽培面積」(5-1)

エコ農産物栽培面積が14.73haとなったのは、栽培品目の増加が要因であると考えられます。

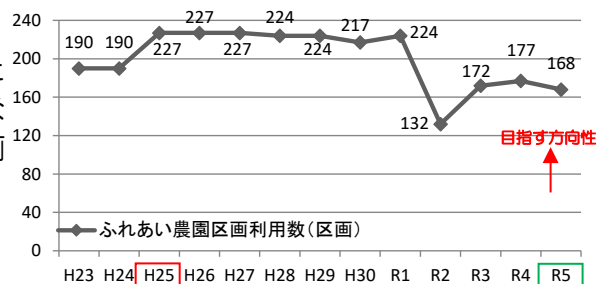
※エコ農産物とは、農薬と化学肥料（チッソ）の使用量を慣行栽培の5割以下にして栽培された農作物です。



「ふれあい農園区画利用数」(5-2)

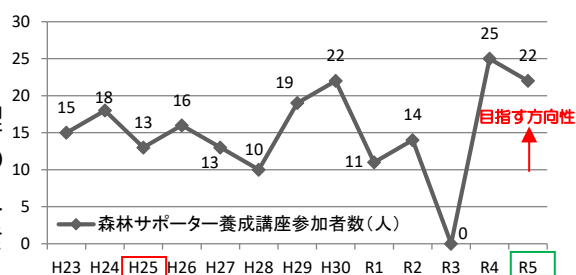
コロナに伴う行動制限が解除されたため、様々なレクリエーションが可能となり、ふれあい農園区画利用数が168区画になったと考えられます。

- ・市が開設したふれあい農園について
https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/noutomidori/menu/nougyounikansurukoto/shimin/nouwotanoshimitaika/shiminnouentou/citizenfarm_zeniharai.html 【市HP】ページID：3030



「森林サポーター養成講座参加者数」(5-3)

自然災害が多発しているなど森林管理の必要性が高まっていることから、森林の保安全管理に関わりたいと考える人が増えてきていると考えられ、昨年に引き続き20人を超える参加者がありました。



□：基準年度 □：最新年度

■里山センター【農林課】

里山センターは森林保全ボランティア団体の活動拠点施設です。身近な自然に親しんでいただけるよう、四季のイベントや炭焼き講座を開催しています。また、活動で発生した木材や炭の販売など、間伐材の有効活用も進めています。

・里山センターについて

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/noutomidori/menu/shinrinnikansurukoto/satoyamasentanitsuite/satoyamaseenta.html> 【市HP】ページID：20985



茨木市里山センター

■農業祭の開催【農林課】

市内農林産物等を展示・販売し、まちと里山の交流を図ることで農林業に対する市民の理解と認識を深めるとともに、農林業の健全な発展と農業の活性化を図りました。

■農業の振興と遊休農地の解消【農林課】

茨木の農業を振興し、また遊休農地を解消するために集落営農組織の運営支援、農業委員会と連携した遊休農地調査や営農指導を行いました。あわせて農地中間管理機構を活用した遊休農地と担い手のマッチングを行うことで、遊休農地のさらなる解消を図りました。また、一定の営農技術を取得し、独立・自営就業する方を新規就農者に認定し、国の給付金を活用して農業経営のサポートを行いました。

さらに、遊休農地解消に向け、新たな担い手を確保・育成するために令和6年度から開講する就農支援塾「あぐりば」に必要な圃場の確保や獣害防止柵の設置や農業倉庫の建築等の整備を行いました。

・就農支援塾あぐりば

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/noutomidori/menu/nougounikansurukoto/shimin/nougyouwohajimetaikata/agriba.html> 【市HP】ページID：63483

■森林整備について【農林課】

公益的な機能を有する森林の保全を図るため、林業者団体が実施する森林整備作業に対して支援を行っています。また、令和5(2023)年度には、森林環境譲与税を茨木市森林整備ボランティア団体活動促進事業や森林経営管理制度に関する予備調査等業務、茨木市林地台帳等更新業務委託、おにクルにおける木材利用の促進に活用しました。

※森林環境譲与税とは、温室効果ガス排出削減や災害防止を図るための森林整備に必要な財源を確保するために、国から譲与される地方譲与税です。

基本施策2 バランスのとれた自然環境をつくる 取組方針（3）生物多様性の保全

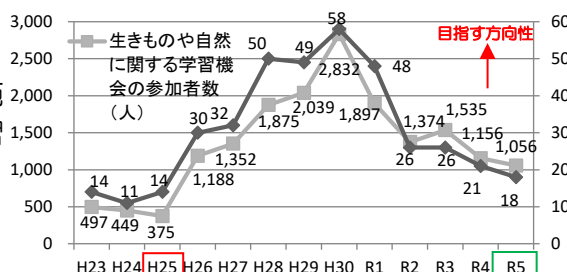
【目指すまちのすがた】

- ・生きものや自然と触れ合う機会が増えています。
- ・多様な生きものが生息・生育できる環境が整っています。

【設定した環境指標の状況】

「生きものや自然に関する学習機会の提供回数・参加者数」（6-1）

感染対策を実施の上、イベントを実施しました。生きものや自然に関する学習機会の提供回数・参加者が18回・1,056人となりました。



□：基準年度 □：最新年度

令和5(2023)年度に実施した主な取組内容の紹介

■河川体験型環境教育事業の実施【環境政策課】

→指標6-1と関連

市民に豊かな茨木の自然を感じてもらい、自然環境や生物多様性に対する環境意識を高めてもらうため、大正川（天王小学校前）で河川体験型環境教育事業を行いました。

捕獲した魚や水生生物の同定を行い、身近な川に生息する生物について学ぶとともに、外来種の生態系への影響について理解を深める機会となりました。安威川（桑ノ原橋上流）での事業は中止となったため、オンラインで開催しました。



■生きもの調査員養成連続講座の実施→指標 6-1 と関連

本市に残る豊かな自然環境について知り、生物多様性を保全することの重要性を学ぶ講座を実施しています。本講座修了後、希望者は環境資源補完調査の調査員として活動しています。令和5(2023)年度は、5回実施し、35人の参加がありました。

安威川ダム周辺のプロジェクトについて

安威川ダムの建設については緑地の保全・回復等に努めた工事が大阪府によって行われていましたが、令和6(2024)年3月に関連工事も含めて完了しました。

また、安威川ダムの周辺では自然環境と調和の取れた都市公園「ダムパークいばきた」の整備を茨木市、民間事業者、大阪府で連携しながら進めており、緑を多く配置しています。

・安威川ダムと周辺整備について

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/toshiseibi/hokubusei/bi/menu/aigawadam/index.html> 【市HP】ページID：8747

・安威川ダム自然環境保全対策

<https://www.pref.osaka.lg.jp/aigawa/aidamu/kankyohoze/n.html> 【右図読取でアクセスできます】



ダムパークいばきた生保半島さくら広場



■環境資源補完調査の実施【環境政策課】

市域の生物多様性の状況を把握するため、平成27(2015)・28(2016)年度に環境資源調査を実施し、その調査を補完するために毎年度、環境資源補完調査を実施しています。

また、調査結果を基に、生きもの発見ガイドブックを作成し、生きもの調査員養成連続講座の受講生に配付しています。

令和5(2023)年度は、公園緑地、里地里山、森林を対象として、3ルートで8回調査を実施しました。

※環境資源調査とは、市民学習や自然環境保全施策に活用できる基礎資料を作成することを目的に平成28(2016)年度に茨木市内の動植物の生息・生育状況を調査したもの。



左：生きもの発見ガイドブック

右：生きものいろいろ探しに行こう！(リーフレット)

■アライグマ・ヌートリアの被害対策【農林課】

アライグマによる農作物被害や家屋への侵入等の生活環境被害が急増、また、南米原産のネズミの仲間で、大きなオレンジ色の前歯が特徴のヌートリアによる被害の報告も出ています。ともに「特定外来生物」に指定されており、本市では、市民等の要望に応じて「箱わな」を貸し出しています。

・鳥獣関係について

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/noutomidori/menu/nougyounikansurukoto/nougyousha/nougyounikansuruiyouhou/tyoujuukankeinitsuite/index.html> 【市HP】 ページID：46722

■北部の害獣対策・防除について【農林課】

害獣とは、農林産物の食害や田畑を掘り起こすなどの被害を加える哺乳類です。

イノシシ・シカによる農作物被害や目撃情報が多く寄せられていることから、実行組合への捕獲檻の貸し出しや猟友会によるくくりわなの設置等により、イノシシ・シカを捕獲しました。また、被害防止のため農業者に対し有害獣防止柵等の設置に対する補助金を交付しました。令和5(2023)年度はイノシシを25頭、シカを32頭捕獲しました。

・イノシシ対策について

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/noutomidori/menu/nougyounikansurukoto/nougyousha/nougyounikansuruiyouhou/tyoujuukankeinitsuite/inoshishi.html> 【市HP】 ページID：53128

特定外来生物について

「特定外来生物」とは、外来生物（人によって持ち込まれた生物）のうち、外来生物法によって指定された生きものです。特定外来生物に指定された生きものについては飼育、栽培、保管及び運搬することや、野外へ放つ、植える及びまくこと等が原則禁止されます。

クビアカツヤカミキリは幼虫がサクラ・ウメ・モモなどバラ科の樹木の内部を食い荒らし、加害された木は衰弱して、やがて枯れてしまいます。茨木市内では確認されていませんが、近年、近隣市で被害が発生しています。

令和5(2023)年には、茨木市内でアルゼンチンアリの生息が確認されました。アルゼンチンアリは毒性がなく人体・健康への直接的な影響・被害はありません。しかし、繁殖力が強く生態系に大きな影響を与えます。また、屋内に侵入する、食品に群がるなど不快害虫として日常生活に支障が出るほか、機械類に侵入し故障を引き起こす可能性もあります。

令和5(2023)年6月には、アカミミガメとアメリカザリガニが条件付特定外来生物に指定されました。捕獲・飼育・無償譲渡はできますが、逃がしたり、販売・購入したりすることは法律で禁止されています。

・茨木市で発見されている特定外来生物について

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/kankyos/menu/biodiversity/ikimono/gairai/38148.html> 【市HP】 ページID：38148



クビアカツヤカミキリ

基本施策3 ライフスタイルの見直しで低炭素なまちをめざす 取組方針（１）省エネルギーの実践及び普及啓発

【目指すまちのすがた】

- ・市民等の環境に関する意識が高まり、省エネルギーの実践が進んでいます。

【設定した環境指標の状況】

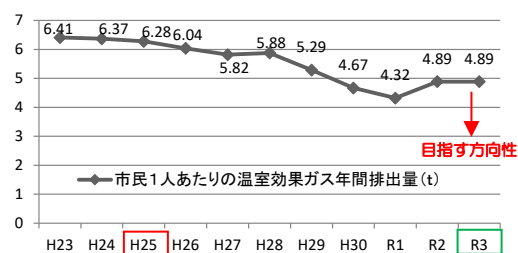
「市民１人あたりの温室効果ガス年間排出量」（7-1）

市民一人あたりの温室効果ガス年間排出量は4.89 tでした。新型コロナウイルス感染症で落ち込んでいた経済の回復等によりエネルギー消費量が増加したものの、電気の排出係数の減少により、前年度と同程度の排出量になったと考えられます。

※部門別排出量など、詳細は別添茨木市地球温暖化対策実行計画進捗状況を参照してください。

※参照しているデータの算出方法が変更になったため、平成23(2011)年度の数値が、環境基本計画掲載の数値と異なります。

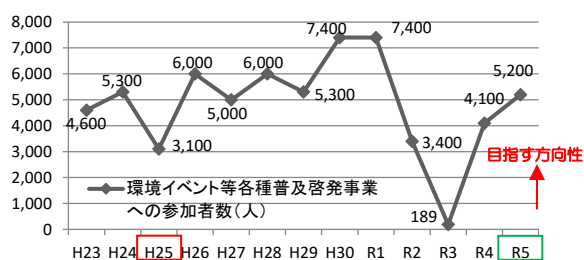
※集計が完了している年度の数値を掲載しています。



※基準年度は平成25（2013）年度

「環境イベント等各種普及啓発事業への参加者数」（7-2）

令和5（2023）年度は、新型コロナウイルスによる開催制限の撤廃もあり、開催内容等を充実させることで、参加者数を増加させることができました。

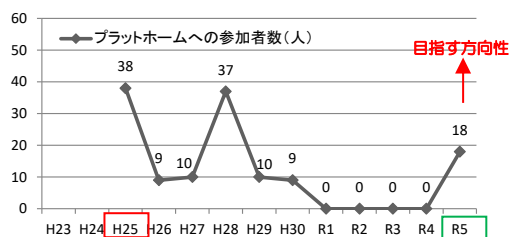


「プラットフォームへの参加者数」（7-3）

令和5（2023）年度は、カードゲーム体験を通して脱炭素や再生可能エネルギー導入に対する理解を深め、意見交換を行うネットワーキング会議に事業者・市民団体18人が参加しました。

※プラットフォームとは、市民や事業者など様々な主体の方が集まり、それぞれの取組やアイデアを持ち込み情報交換や勉強会を行う場のことです。

※一般募集はしておりません。



□：基準年度 □：最新年度

■「見える化」の推進（省エネナビ・ええことカレンダー＜いばらき環境家計簿＞）【環境政策課】→指標7-1と関連

省エネナビは、今使っている電気の量をリアルタイムに把握できる機器です。本市では6か月間貸出を行っています。

ええことカレンダーは家庭で使用する電気・ガス・水道などの使用量やごみの排出量を記録し、二酸化炭素の排出量を算出することで、地球温暖化の原因となる二酸化炭素が私たちの生活からどれだけ発生しているかを知り、排出量を減らす行動を実践していただくためのものです。

ええことカレンダーを環境啓発イベントで配布し、実施結果を提出されたかたには、他の家庭がどのくらいの二酸化炭素を排出しているのかを比較できる結果報告を送付することで、取組の振り返りと継続に役立てていただいています。

※ええことカレンダーの実施状況は、巻末別添の別8に記載されています。



ええことカレンダー
(いばらき環境家計簿)

■茨木市地球温暖化対策実行計画の推進【環境政策課】

茨木市地球温暖化対策実行計画では、市民一人あたりの排出量について削減目標を掲げ取組を推進しています。

令和3(2021)年度は、本計画最終年度であるため、計画の改定を行いました。

令和5(2023)年度の実施状況等は、巻末の別添をご参照ください。

■エコオフィスプランいばらき（第5版）の推進【環境政策課】

本市では、エコオフィスプラン（第5版）を実践し、市の事務事業において排出する温室効果ガスについて、平成25(2013)年度を基準として18%の削減目標を掲げています。令和5(2023)年度は、基準年度比では35.4%、前年度比では18.5%の増加となりました。なお、エネルギー使用量については、基準年度比では11.2%の増加、前年度比では4.7%の増加となりました。

エネルギー使用量は、各公共施設での省エネの取組や設備の改修により、基準年度比で減少傾向にあります。環境衛生センターでは、広域処理による摂津市のごみの受入が開始したことで炉の運転に使用するコークス及び灯油の使用量が増加しましたが、廃棄物処理の熱を利用して発電を行い、電気を自家消費することで電気の購入量を削減しています。

※平成25(2013)年度以降の温室効果ガス排出量、エネルギー使用量については、資料編のP.37に記載されています。

■環境啓発イベントの実施【環境政策課】→指標7-2と関連

市民の環境に関する知識及び意識の向上を図り、自発的な環境学習へのきっかけをつくることを目的に、環境フェアなどの環境啓発イベントを実施しています。

令和5(2023)年度は、「脱炭素で守る、引き継ぐ、わたしたちの暮らし」をテーマに、11月18日・19日に、茨木市市民総合センター（クリエイトセンター）等にて茨木市農業祭と同日開催しました。



いばらき環境フェア 2023

基本施策3 ライフスタイルの見直しで低炭素なまちをめざす 取組方針（2）再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入促進

【目指すまちのすがた】

- ・化石燃料に依存しない、再生可能エネルギー等の導入により、低炭素な暮らしや事業活動の普及が進んでいます。

【設定した環境指標の状況】

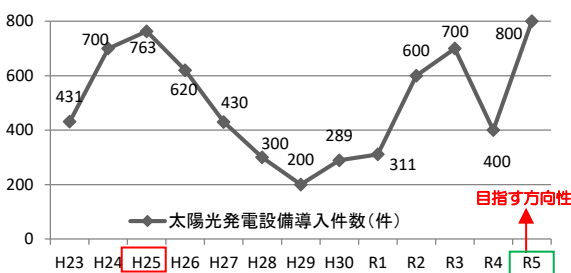
「再生可能エネルギー導入件数」（8-1）

再生可能エネルギーの主である太陽光発電設備の導入件数が800件となったのは、システム設置費用が低下していることが要因であると考えられます。

※再生可能エネルギーとは、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなど、自然の営みから継続して利用できるエネルギーのことです。

※新電力とは、電力小売自由化により、新規参入した電力会社のことです。

※茨木市所管施設での再生可能エネルギー導入状況は、資料編P.38～39に記載しています。



□：基準年度 □：最新年度

※木質ペレット等の製造工場への、間伐材の搬入量は、平成29(2017)年度以降、搬入先の辞退申し入れにより把握出来る数値がありません。

※平成30(2018)年度からバイオエタノールプラントへの廃木材搬入をしていないため、把握できる数値がありません。搬入されていた廃木材は、ごみ処理の燃料となる石炭コークスとともに燃焼の副資材として活用されています。

令和5(2023)年度に実施した主な取組内容の紹介

■太陽光発電システム設置場所の貸し出し【水道部総務課】→指標8-1と関連

平成28(2016)年度から再生可能エネルギーの導入促進を目的に、水道施設の一部を太陽光発電システムの設置場所として、公募により決定した民間事業者の有償貸し出しをしています。

令和5(2023)年度の合計発電量は202,087kWhでした。

～太陽光発電システム等設置に対する補助制度を実施しています～

市では地球温暖化対策の一環として、家庭における新エネルギー機器・省エネルギー機器の普及を促進するため、太陽光発電システム・太陽熱利用システム・蓄電システム・太陽光発電システムと同時に家庭用燃料電池（エネファーム）を設置した方に対して設置費用の一部を補助します。

申請書類の詳細は、市HPからダウンロード、または環境政策課窓口で配布しております。

- ・住宅用太陽光発電システム等設置事業補助制度のご案内

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/kankyos/menu/hojo/2023solar.html>

【市HP】ページID：57732

■LED導入事業【総務課・公園緑地課・建設管理課】

環境負荷の低減及び省エネルギー化を図るため、平成24(2012)年度から年次的に庁舎へLED照明設備を導入しており、令和5(2023)年度から令和6(2024)年度にかけて、合同庁舎照明設備のLED化を実施しております。

元茨木川緑地では、老朽化した公園灯のLED化を平成27(2015)年度において完了しました。その他の公園、児童遊園、緑地の全ての公園灯894灯及び公園トイレ照明140灯については、令和3(2021)年度にLED化を完了しました。

そのほか、街路灯48灯をLEDに転換し、街路灯全体でのLED化進捗率は約99%になりました。

■雨水貯留タンク【下水道施設課】

雨水貯留タンクに、雨どいから流れた雨水を貯めることで、庭への散水や花・木への水やりなどに利用することができます。また、下水道へ雨水が流出することを抑制するため、本市では雨水貯留タンク設置者に対する補助制度を設けています。令和5(2023)年度は10件の実績がありました。



雨水貯留タンク

・雨水貯留タンク設置による補助金

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/kensetsu/gesuidoshisetsu/menu/tankusetchi.html>

【市HP】 ページID : 5210

■雨水浸透ます【下水道施設課】

雨どいからの雨水排水を、下水道へ流入することを抑制する効果があります。



雨水浸透ます

～中小企業向け省エネ・省CO₂設備導入補助制度を実施しています～

市では、市内の中小企業者の皆さんを対象に、新エネルギー利用設備及び省エネルギー設備を導入された場合、それに要した経費の一部を補助します。

太陽光発電をはじめとする新エネルギー利用設備や、高効率な省エネルギー設備を導入すると、エネルギーの使用に伴う二酸化炭素排出量の削減ができるほか、ランニングコストも大きく削減できます。さらに、本制度を活用していただくと初期投資も軽減できます。

申請書類の詳細は、市HPからダウンロード、または環境政策課窓口で配布しております。

・省エネ・省CO₂設備導入事業補助制度のご案内

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/kankyos/menu/hojo/1450333892898.html>

【市HP】 ページID : 26787

基本施策3 ライフスタイルの見直しで低炭素なまちをめざす 取組方針（3）低炭素な暮らしや事業活動の推進

【目指すまちのすがた】

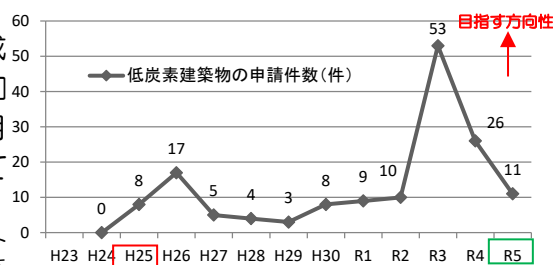
- ・再生可能エネルギーの創出やエネルギーの有効活用が進んでいます。
- ・公共交通機関の積極的な利用や、電気自動車など環境に配慮した自動車の利用が進んでいます。

【設定した環境指標の状況】

「低炭素建築物の申請件数」（9-1）

低炭素建築物の認定制度は平成24(2012)年12月から開始し、令和5(2023)年4月から令和6(2024)年3月までに11件の建築物が認定申請されています。

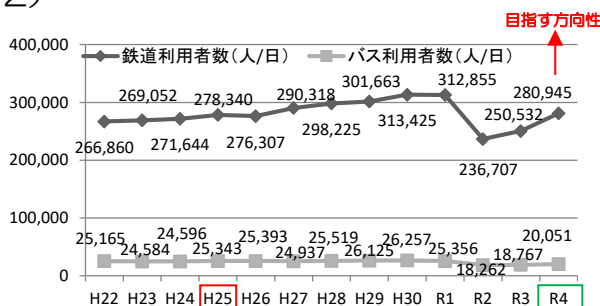
※令和2(2020)年度までは、認定件数ベースのカウントでしたが、令和3(2021)年度からは正確な経年変化を見るために、申請件数ベースの実績値を採用しています。



「鉄道利用者数・バス利用者数」（9-2）

令和4(2022)年は、鉄道利用者数が280,945（人/日）、バス利用者数が20,051（人/日）となりました。新型コロナウイルス感染症に伴う在宅勤務の増加などで減少しましたが、令和2年度より増加傾向にあります。

※令和5(2023)年度の数値の把握に時間がかかるため、令和4(2022)年度が最新の数値になります。



□：基準年度 □：最新年度

～二酸化炭素の排出削減のための工夫～

茨木市では、市の事務事業により発生する温室効果ガスの排出抑制のため、オフィスにおける節電・省エネルギー対策を推進しています。

具体的には、ノー残業デー（水曜日）の継続、昼休みの消灯徹底、パソコン画面の照度の低減及び不使用時の休止モードの徹底といった取組を、年間を通じて行っています。

また、エネルギーの消費が増加する夏季（6月1日～9月30日）と冬季（11月1日～3月31日）については、温室効果ガスの排出抑制に向け一層の省エネルギー・節電に取り組んでいます。

■スマートムーブ（エコカー、カーシェアリング等）の普及促進【環境政策課】

本市では、地球温暖化対策実行計画に基づき、走行中に二酸化炭素を排出しない電気自動車や、排出量の少ないエコカーの普及を促進し、環境負荷の少ないまちづくりを進めています。また、カーシェアリングについては、いばらき環境（エコ）ポイントの対象とすることで、利用の促進に努めています。



エコカーの展示

■公用車へのエコカー率先導入【環境政策課】

本市の環境保全に向けた率先実行計画（エコオフィスプランいばらき）に基づき、公用車の更新時には、可能な限りエコカーの導入に努めています。

公用車のエコカー導入状況（令和6(2024)年3月現在）は、燃料電池自動車1台・ハイブリッド車8台・超低燃費車81台です。

※超低燃費車とは、排出ガス基準が平成17(2005)年度基準75%低減、燃費基準が平成22(2010)年度燃費基準+25%達成車以上または平成27(2015)年度燃費基準達成以上の燃費性能を有する自動車のことです。

基本施策 4 きちんと分別で資源の循環をすすめる

取組方針（１）減量化の推進

【目指すまちのすがた】

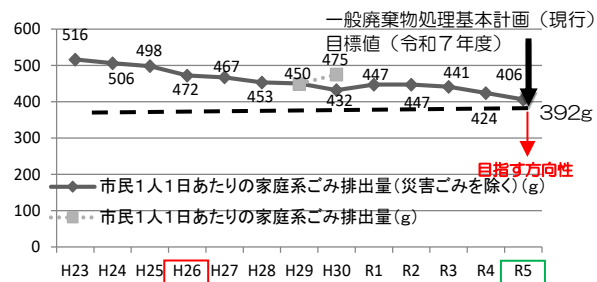
- ・家庭系ごみや事業系ごみが減少しています。
- ・不適正ごみの搬入を未然に防ぎ、ごみの減量化・適正化が図られています。

【設定した環境指標の状況】

「市民１人１日あたりの家庭系ごみ排出量」 (10-1)

令和５(2023)年度の市民１人１日あたりの家庭系ごみ排出量は406.2gでした。基準年度と比較すると13.8%、前年度と比較すると4.2%減量しています。

※基準年度は、本指標に関連している一般廃棄物処理基本計画の基準年度である平成26(2014)年度にしています。

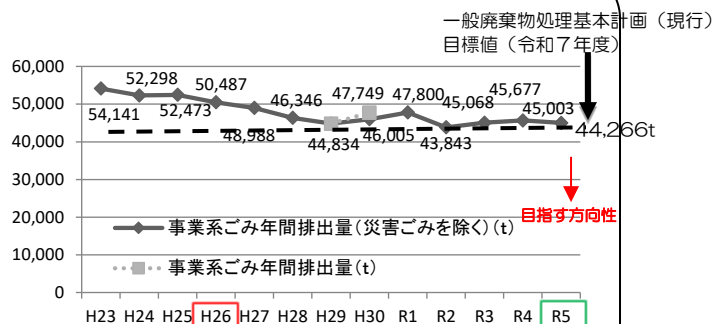


※小数点第1位で四捨五入

「事業系ごみ年間排出量」(10-2)

令和５(2023)年度の事業系ごみ排出量は45,003tでした。基準年度と比較すると10.9%、前年度と比較すると1.5%減量しています。

※基準年度は、本指標に関連している一般廃棄物処理基本計画の基準年度である平成26(2014)年度にしています。



※小数点第1位で四捨五入

□：基準年度 □：最新年度

令和5(2023)年度に実施した主な取組内容の紹介

■一般廃棄物処理基本計画の推進【資源循環課】

→指標10-1、10-2と関連

平成28(2016)年3月に策定し、令和3(2021)年度に中間見直しを行った「一般廃棄物処理基本計画」において、令和7(2025)年度を目標年度としたごみ排出量等の目標値や施策を設定し、ごみの減量や再資源化を推進しています。

・茨木市一般廃棄物処理計画について

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/shigenjunkan/menu/ibarakiippannhaikibutu/kihongaiyo.htm> 【市HP】 ページID：4001



一般廃棄物処理基本計画表紙

■生ごみ処理容器等購入費の補助【資源循環課】→指標10-1と関連

生ごみを資源として有効利用するため、電源を必要としない容器（コンポスト容器等）及び電源を必要とする機器（生ごみ処理機）を購入・設置する市民に補助を行っています。令和5(2023)年度は、電源を必要としない容器（コンポスト容器等）22基、電源を必要とする機器（生ごみ処理機）83基の補助を行いました。

※補助件数については資料編P.42に記載しています。

・生ごみ処理容器等設置への補助金制度について

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/shigenjunkan/menu/kateikeigomi/hojokin.html>

【市HP】 ページID：3502

■ダンボールコンポスト講習会の実施【資源循環課】→指標10-1と関連

一般家庭の生ごみ減量や意識啓発につなげるため、ダンボールコンポスト講習会を実施しました。令和5(2023)年度は市民を対象に実施し、32名に参加いただきました。講習会では、いばらき童子をデザインしたダンボールコンポストを配付し、講習会終了後は実際にご家庭で取り組んでいただきました。

※ダンボールコンポストとは、ダンボールを利用した堆肥化容器のことです。

・ダンボールコンポストについて 【市HP】 ページID：27732

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/shigenjunkan/menu/kateikeigomi/1456973145296.html>



ダンボールコンポスト講習会の様子

■ごみ減量化・再資源化の促進（事業者向け）【資源循環課】→指標10-2と関連

月3トン以上の一般廃棄物を排出する事業者（多量排出事業者）を対象に、事業系一般廃棄物減量計画書の提出及び廃棄物管理責任者の届出を求めています。

令和5(2023)年度は減量計画書に基づき、多量排出事業者20社を訪問し、事業所啓発パンフレットの配付、廃棄物の減量化・再資源化の取組状況の把握及び指導を行うとともに、廃棄物管理責任者を対象とした研修会を開催し、事業系ごみの減量化・再資源化のための啓発・提言を行いました。

- ・多量排出事業者による減量計画 【市HP】ページID：3566

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/shigenjunkan/menu/zigyokeigomi/keikakusho.html>

■フードドライブの実施【資源循環課】→指標10-1と関連 →別添参照

家庭などで余っている食料品を持ち寄っていただき、これらの食料品を市の関係課を通じ、必要としている方々に提供しています。令和5(2023)年度は、市職員対象として2回、市民などを対象として1回実施し、計1,310点、318kgの提供がありました。

- ・フードドライブを実施しました！

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/shigenjunkan/menu/kateikeigomi/39425.html>

【市HP】ページID：39425

■マイボトル用給水機設置及び事業所等給水機設置補助制度の実施【資源循環課】

→指標10-1と関連

プラスチックごみ削減を図るため、本庁内にマイボトル用給水機を設置しました。また、不特定多数の市民の方などが気軽に無料で給水できる場所に給水機を設置する事業者、団体に対して、購入や賃借に係る費用の一部補助を新たに実施しました。（令和5年度実績1件）

- ・マイボトル専用給水機をご利用ください！

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/shigenjunkan/menu/kateikeigomi/57753.html> 【市HP】ページID：57753



給水機写真

■エコショップ認定制度【資源循環課】

→指標10-1、10-2と関連

環境にやさしい店づくりに取り組む認定店を支援するとともに、そうした取組を広く市民に周知することにより循環型社会の形成を推進することを目的に、「プラスチック類の削減」「食品ロスの削減」「再使用・再資源化への取組」「環境に配慮した取組」「マイボトル・マイカップへの取組」を行っている市内の店舗を市が認定する「茨木市エコショップ認定制度」を令和3(2021)年度から開始しました。令和6(2024)年3月末日現在で 56 店舗が認定されています。

- ・エコショップ認定制度について

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/shigenjunkan/menu/ekosyoppuninteiseido/52175.html> 【市HP】ページID：52175

- ・茨木市エコショップ認定店について

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/shigenjunkan/menu/ekosyoppuninteiseido/61302.html> 【市HP】ページID：61302



エコショップステッカー



マイボトルステッカー

■廃棄物展開検査等の実施【環境事業課】

不適正廃棄物の搬入を防止するため、環境衛生センターでは、持ち込まれるごみの内容物をチェックし、不適正廃棄物の搬入があった場合には、搬入者に持ち帰り等を指示しています。



廃棄物展開検査の様子

基本施策 4 きちんと分別で資源の循環をすすめる 取組方針（２）再資源化の推進

【目指すまちのすがた】

- ・家庭や事業所のごみが、きちんとして分別されています。
- ・ごみの資源化率が上昇しています。

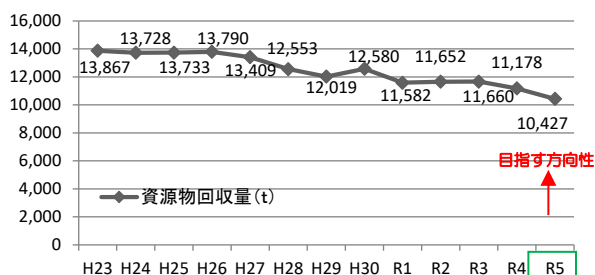
【設定した環境指標の状況】

「資源物回収量」（11-1）

令和5（2023）年度の資源物回収量は10,427 tで、前年度より6.7%減少しています。資源物回収量においては、分別の徹底等により回収量を増やすことは重要であるが、近年ペットボトル等の軽量化や、電子書籍等の利用の増加、新聞・雑誌の購読者の減少等、再資源化可能なものの消費量全体が今後も減少していくものと考えられます。

※資源物回収量は、市収集分と民間回収分（集団回収+小型家電については宅配回収も含む）の合計です。

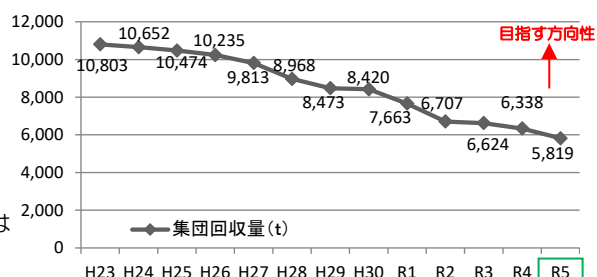
※一般廃棄物処理基本計画の中間見直しに伴い、本指標は参考値としています。



「集団回収量」（11-2）

新聞等、紙の需要減少に伴い回収量は減少傾向にあります。平成29年度（2017）年度の集団回収報奨金の支給要件緩和以降、増加傾向にあった団体数も、令和5年度（2023）年度は微減しました。

※一般廃棄物処理基本計画の中間見直しに伴い、本指標は参考値としています。



□：最新年度

■「茨ごみプリ」の運用【資源循環課】→指標11-1と関連

ごみの収集日や分別について調べることができるスマートフォン向け無料アプリ「茨ごみプリ」を平成28(2016)年1月から配信しています。出前講座受講者や転入者等多くの市民に向けてチラシを配布するなど、周知に努めた結果、累計ダウンロード数は62,353回を超えました(令和6(2023)年3月末日現在)。アプリ内のデータは、都度更新を実施し、最新の情報が閲覧できるようにしています。

・「茨ごみプリ」について

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/shigenjunkan/menu/oshirase/1452067340192.html>

【市HP】ページID: 27266



「茨ごみプリ」ホームアイコン

■出前講座の実施【資源循環課】→指標11-1と関連

ごみの減量化や再資源化に対する意識を持っていただくことを目的として、ごみの分別や3Rをテーマとした出前講座を実施しています。令和5(2023)年度は小学校14校、高校1校、地域1件の参加者総数1,020人に対して出前講座を実施しました。

■使い捨てコンタクトレンズ空ケースの回収【資源循環課】→指標11-1と関連

プラスチックごみの削減と再資源化を推進するため、事業者と協定を締結し、本庁内に回収箱を設置して使い捨てコンタクトレンズ空ケース回収を令和4(2022)年10月から開始しました。令和5(2023)年度の回収実績は18.41kgでした。

・使い捨てコンタクトレンズ空ケースの回収について

<http://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/shigenjunkan/menu/ka-teikeigomi/59013.html>

【市HP】ページID: 59013



回収ボックス

■小型家電・水銀使用製品の拠点回収を実施【環境事業課】→指標11-1と関連

平成29(2017)年度から、生涯学習センターと中条図書館に、平成30(2018)年度からは、庄栄・水尾図書館、福井・沢池多世代交流センター、市役所に専用の回収ボックスを設置し、使用済小型家電と水銀使用廃製品・電池類の拠点回収を実施しています。

なお、回収場所への持参が難しい場合や投入口に入らない大きさのものは、小型家電宅配回収サービスを利用するか、もしくは品目ごとに従来の廃棄方法で処分しています。

回収された小型家電や水銀使用製品は、有用金属等が回収されリサイクルされます。

・小型家電・水銀使用製品（蛍光灯・電池等）の回収拠点について
<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/shigenjunkan/menu/oshirase/38697.html> 【市HP】ページID：38697

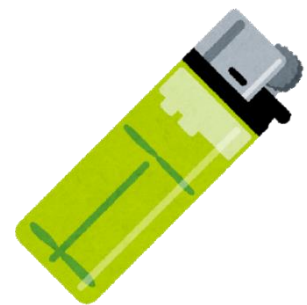
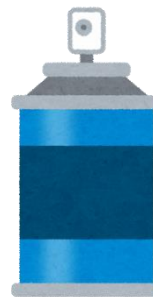


小型家電回収ボックス 水銀使用製品回収ボックス

■スプレー缶・カセットガスボンベ類・使い捨てライターのスبット収集を実施【環境事業課】

平成30(2018)年12月に、北海道札幌市で大量のエアゾール製品の廃棄作業中、室内に噴射された内容物に引火したことが原因とみられる爆発火災事故が発生しました。この事故を踏まえ、令和元(2019)年7月から、使いきれずに中身の残ったスプレー缶等を職員が直接受け取るスبット収集を市役所本館において定期的に実施しています。

・スبット収集について
<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/kankyoj/menu/spot.html> 【市HP】ページID：47843



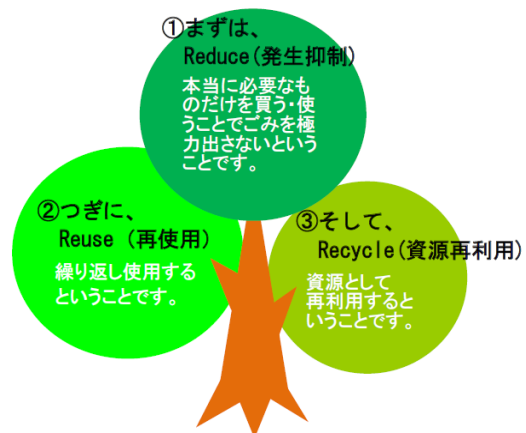
～3R（スリーアール）とは～

「3R（スリーアール）」とはごみを減らすために大切な3つの行動の頭の文字をとって作られた言葉で、Reduce（発生抑制）、Reuse（再使用）、Recycle（再資源化）の順番どおりに取り組むことが大切です。

・ごみを減らすために、3Rに取り組もう！

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/shigenjunkan/menu/3R.html>

【市HP】ページID：58586



基本施策 4 きちんと分別で資源の循環をすすめる 取組方針（3）適正処理の推進

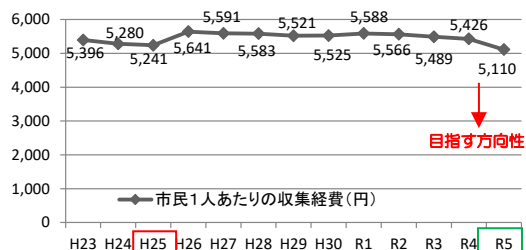
【目指すまちのすがた】

- ・ごみが適正に分別収集され、資源の循環が進んでいます。
- ・ごみの効率的な処理に努め、ランニングコストの抑制が図れています。
- ・新たな炉の建設が進んでいます。

【設定した環境指標の状況】

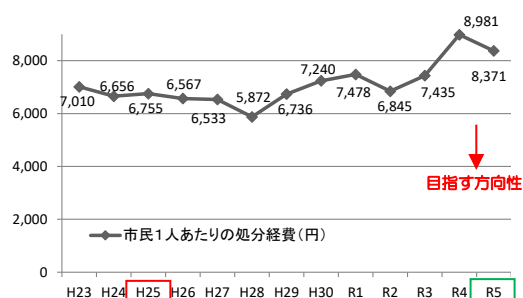
「市民1人あたりの収集経費」（12-1）

令和5年度は収集経費の減少に伴い、市民1人あたりの経費も減少しました。



「市民1人あたりの処分経費」（12-2）

令和5年度は処分経費の減少に伴い、市民1人あたりの経費も減少しました。



□：基準年度 □：最新年度

令和5(2023)年度に実施した主な取組内容の紹介

■資源物持ち去りパトロールの実施【資源循環課】

茨木市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例で、資源物（缶・びん・ペットボトル、古紙、古布）の持ち去り行為を禁止しています。資源物持ち去り対策として、集積場所に設置する啓発看板や啓発シートの配布、ごみ出しのルール of 徹底等の啓発を行うとともに、職員による巡回パトロールを実施しています。令和5(2023)年度は12回実施しました。

- ・ごみ集積場所からの持ち去り禁止について 【市HP】 ページID：3485

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/shigenjunkan/menu/oshirase/shigenmochisari.html>



資源物持ち去り禁止シート



資源物持ち去り禁止啓発看板

■災害廃棄物処理計画の策定【資源循環課】

災害廃棄物処理計画は、災害時に発生する廃棄物の処理に係る茨木市の基本的な考え方、対策方針を示す基本計画であり、令和2(2020)年11月に策定しました。

計画は、「茨木市地域防災計画」を災害廃棄物処理の観点から補完するものとして位置づけられており、策定の目的は以下のとおりです。

- ①大規模災害時に発生する大量の廃棄物を円滑にかつ迅速に処理する。
- ②発災時に策定する災害廃棄物処理実行計画の基礎として活用する。

令和5年度は、事業者と災害廃棄物処理に係る受援協定の締結するとともに、仮設トイレの確保について、連携する事業者の選定や対応等を関係課と協議し検討を進めました。

・茨木市災害廃棄物処理計画の策定について 【市HP】 ページID：49641

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/shigenjunkan/menu/saigaihaikibutsu/49641.html>

■スマイル収集【環境事業課】

ごみ収集はステーション（ごみ集積場所）方式で行っていますが、ごみの持ち出しが困難な高齢者及び障害者の方々の世帯に対して、決まった曜日に戸別訪問し、ごみ収集を行っています。

■ごみ処理施設の整備【環境事業課】

平成30(2018)年度に策定した一般廃棄物処理施設長寿命化総合計画に基づき基幹的設備改良工事を実施しました（工期：令和2(2020)年度～令和5(2023)年度の4か年）。

基幹的設備改良工事完了後は、令和22(2040)年まで炉の稼働が期待されます。

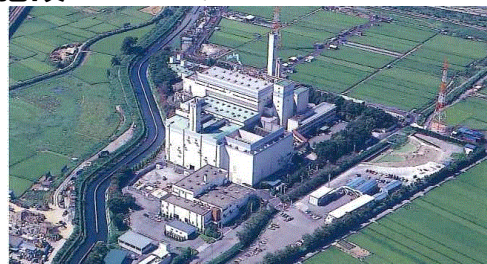
また、工場建屋の劣化が確認されている第1工場について建屋補修工事を実施しました。

～茨木のごみ処理施設について～

多様化するごみ質に対応し、溶融残渣の再資源化を図り、有効利用するため、昭和55(1980)年度に、全国で初めてとなる高温溶融処理方式のごみ処理施設（処理日量100 t以上）を竣工しました。その後、平成7(1995)年度及び平成10(1998)年度に更新等を行いました。現在は同処理方式の3炉（150 t／日×3炉）でごみ処理を行っており、ダイオキシン類をはじめとする公害防止対策にもその効果を発揮しています。また、その運営にあたっては、ごみを効率的に処理できるよう、石炭コークスとバイオマスタップを混合した燃料であるハイブリッドNコークスを使用するなど、炉の性能を維持しながら、化石燃料の使用割合を抑えるように努めています。

なお、令和4(2022)年度のリサイクル率は、19.6%でした。

また、ごみ処理の際に発生した余熱を利用して発電を行い、施設に必要な電力を賄った後の余剰電力を売電しています。令和5(2023)年度の売電量は6,081,648kWh（標準的な一般家庭の消費電力量の約1,540世帯分に相当）です。



環境衛生センター



発電機

環境意識・環境教育・環境行動

これまで掲げてきた4つの基本施策を横断する要素として「環境意識・環境教育・環境行動」を位置づけています。

令和5(2023)年度に実施した主な取組内容の紹介

■茨木市環境教育ボランティア

市民等が環境の学習会、研修会、観察会などを実施する際に、ボランティアの講師としてその支援をしていただける方を「茨木市環境教育ボランティア」として市に登録しています。

令和5(2023)年度は、延べ105人の環境教育ボランティアが環境教育・環境学習を実施しました。また、茨木市環境教育ボランティア連絡会が企画を行い、身近な環境をテーマとした「身近な環境と向き合う連続講座」、市内の自然をテーマとした「自然に親しむ探検講座」を実施しました。

・茨木市環境教育ボランティア・サポーター登録制度

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/kankyos/menu/kyoiku/volunteer/1450658283890.html>

【市HP】ページID：26875



自然に親しむ探検講座の様子

■環境学習プログラムの活用

令和5年(2023)年度は小学生等を対象とした環境教育を充実させることを目的に、主に小学校の授業内等で実施できる環境学習のプログラムをまとめた冊子

「茨木市環境教育ボランティアによる環境学習プログラム」を作成しました。作成した冊子は各小学校等に配布し、小学校8校から9プログラムの実施について依頼がありました。延べ731人の児童が自然観察や自然工作、環境講座を通して、環境について学びました。

・小学生向け環境学習プログラムについて

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/kankyos/menu/kyoiku/volunteer/1450658642402.html>

【市HP】ページID：26957



小学校での環境学習の様子

■こどもエコクラブへの支援

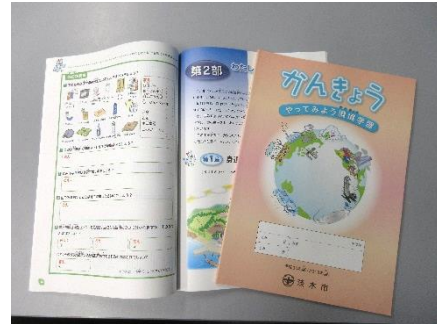
こどもエコクラブとは、幼児から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブです。令和5(2023)年度は、本市に8クラブ、メンバー16人、サポーター18人の登録があり、環境講座に参加するなど、自主的な活動を行いました。

■冊子「かんきょう」

生活環境・地球環境について小学生にも学習してもらうことを目的に、4年生にはごみについて、5年生には地球温暖化などの環境問題について、分かりやすく伝えるための副読本を作成し配付しました。なお、冊子「かんきょう」は市ホームページにて閲覧・ダウンロードすることができます。

・冊子「かんきょう」ダウンロードページ

https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/kankyos/menu/kyoiku/sassi_kankyo.html 【市HP】 ページID：36784



小学校4・5年生向け環境教育副読本

■環境市民講座の実施

市民の環境保全に関する知識、意識の向上を図るため、また、自発的な環境学習へのきっかけづくりとするため、環境市民講座を開催しています。令和5(2023)年度は、本市出身のお天気キャスターの方を講師に迎え、地球温暖化をテーマにした「親子でわくわくお天気ひろば」をイオンモール茨木で開催し、70人の参加者がありました。

■環境職員研修

市職員の環境に対する意識を向上し、「エコオフィスプランいばらき(第5版)」を推進するため、環境職員研修を実施しました。令和5(2023)年度は、職員の積極的な取組みに繋げるために、地球温暖化の現状についての知識と職場内や家庭で取り組める環境行動について、オンラインで学習し、参加人数は95人でした。

■エコポイント制度について

いばらき環境(エコ)ポイントとは、環境講座への参加や、省エネ家電の買い替えなど、市が指定する環境に配慮した行動をするともらえるポイントのことです。ポイントを貯めると、景品の当たる抽選に応募できます。

令和5(2023)年度は、18か所の協賛事業所から、景品や行動の機会の提供がありました。抽選には583件の応募がありました。

・エコポイント配付の対象講座一覧表及び景品一覧表について

https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/kankyos/menu/tikyuondanka/ibaraki_ecopoint/1469433654154.html 【市HP】 ページID：28755

環境基本計画の推進体制

環境基本計画を着実に推進するための体制について

■環境審議会

「茨木市環境基本条例」第24条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する基本的事項等を審議するため、平成15(2003)年12月に「茨木市環境審議会」を設置しました。

委員は12人で学識経験者、各種団体の関係者、市民委員等で構成されています。任期は条例で2年と定められています。

この審議会には、公募による市民委員2人にも参加していただいています。令和6(2024)年4月1日現在の委員名簿は右表のとおりです。

令和5(2023)年度の審議会の開催状況については下表のとおりです。

環境審議会委員名簿（50音順）

令和6(2024)年4月1日現在

氏 名	所 属 等
泉本 幸男	市民委員
岩淵 善美	平安女学院大学教授
大岩 賢悟	市民ボランティア
金谷 健	滋賀県立大学名誉教授
狩野 尚美	大阪友の会 北摂方面
久米 辰雄	元 京都工芸繊維大学特任教授
小林 春菜	株式会社フォーシーカンパニー
諏訪 亜紀	京都女子大学教授
田中 耕司	兵庫県立大学大学院客員教授
野田 宏明	東洋製織株式会社 茨木工場
前迫 ゆり	奈良佐保短期大学副学長
山田 俊一	市民委員

審議会の開催状況

回数	開催日時	場所	議事の概要
第1回	令和5(2023)年10月24日(火)	茨木市役所南館8階 特別会議室	・令和5(2023)年度版いばらきの環境(令和4(2022)年度実績報告書)について ・茨木市再生可能エネルギー導入戦略策定の現状について
第2回	令和5(2023)年11月20日(月)	茨木市役所南館3階 防災会議室	・茨木市再生可能エネルギー導入戦略策定について
第3回	令和5(2023)年12月27日(水)	茨木市役所南館3階 防災会議室	・茨木市再生可能エネルギー導入戦略策定について ・茨木市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の改定について
第4回	令和6(2024)年3月15日(金)	茨木市役所南館3階 防災会議室	・茨木市再生可能エネルギー導入戦略(案)に対するパブリックコメントの対応について ・茨木市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(案)に対するパブリックコメントの意見とその対応について ・次期茨木市環境基本計画の策定について

環境基本計画の進行管理

環境基本計画の進行管理はP.2記載のとおり、環境審議会からの助言等に基づき、Check(点検・評価) - Action(改善)により取組方法などの見直しを行い、環境像の実現に向けた継続的改善を図ります。

●●●～

令和●年●月●日
茨木市環境審議会
会長 ●● ●●

環境基本計画は、茨木市第5次総合計画の分野別計画として位置づけています

環境基本計画の実施計画は、毎年度、茨木市第5次総合計画に基づき、取組方針ごとに策定しています。実施計画に取り組んだ結果については、毎年度、まず取組方針ごとに評価し、それらを踏まえ基本施策ごとに施策評価を行っています。これらの評価は、実施計画の取組の進捗を管理するために、環境分野のみならず、市の全ての分野で実施しているものです。評価にあたっては、毎年度実施する市内部における評価に加え、学識経験者による外部評価を隔年で実施しています。

基 本 施 策	取 組 方 針	取組の評価 (参考指標)	施策評価	ページ番号
1 いこちの良き生活環境をたもつ     	1 健康に過ごすことができる生活環境の保全	○	○	8・9・10
	2 新たな環境課題への対応	◎		11
	3 快適環境の保全	○		12・13
2 バランスのとれた自然環境をつくる   	1 都市とみどりの共存	○	○	14・15
	2 自然資源の利用の推進	○		16・17
	3 生物多様性の保全	○		18・19・20
3 ライフスタイルの見直しで低炭素なまちをめざす    	1 省エネルギーの実践及び普及啓発	○	○	21・22
	2 再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入促進	○		23・24
	3 低炭素な暮らしや事業活動の推進	—		25・26
4 きちんと分別で資源の循環をすすめる   	1 減量化の推進	○	○	27・28・29・30
	2 再資源化の推進	○		31・32・33
	3 適正処理の推進	○		34・35・36

参考指標を設定している項目について、取組の評価欄のマークの意味は次のとおりです。

◎	施策の方向性に沿って順調に進行している。
○	施策の方向性に沿っておおむね順調に進行している。
△	施策の方向性に沿った進捗にやや遅れが生じている。
×	施策の方向性に沿った進捗に大幅な遅れが生じている。

施策評価欄のマークの意味は次のとおりです。

◎	すべての参考指標が目標値に向けて順調に推移している。
○	一部の参考指標の推移が目標水準を下回っているが、目標値の達成は可能である。
△	一部の参考指標の推移が目標水準を下回っており、目標値の達成が困難である。
×	すべての参考指標の推移が目標水準を下回っているなど、多くの目標値の達成が困難である。

※茨木市総合計画の実施計画を評価したものであり、この評価が直接的に環境基本計画に反映されるものではありません。

※各基本施策の下部に掲載しているアイコンは、SDGs（持続可能な開発目標）で定めている目標を表しており、各基本施策と関連のある目標のアイコンを掲載しています。

環境に関する主な支援制度一覧

令和6(2024)年3月時点
※事業所対象の支援制度を除く

いごちの良い生活環境をたもつ

取組方針（1）健康に過ごすことができる生活環境の保全

名称	内容	頁
水洗便所改造に係る 貸付金・助成金 （下水道総務課）	くみ取り便所等から水洗便所に改造される際に、必要な資金の貸付や助成を行っています。	9

取組方針（3）快適環境の保全

飼い猫等の避妊・ 去勢手術費の補助 （市民生活相談課）	飼い猫等のみだりな繁殖を抑制するため、飼い猫及び所有者不明猫に対する避妊・去勢手術にかかる費用の一部を補助します。	13
ごみステーションの 防鳥ネットの貸出 （環境事業課）	鳥獣によるごみの散乱を防止するため、ごみステーションを利用している取扱責任者（自治会長等）に貸し出します。	13
美化活動バスの貸与 （地域コミュニティ課）	市内の公共的な場所の美化活動を定期的に行っている市内在住・在勤・在学者、または、5人以上で組織された市内に活動拠点を有する団体を対象に貸し出します。	—
清掃用具購入補助 （事務局：地域コミュニティ課）	茨木市住みよいまちづくり協議会が自治会等を対象に、清掃用具購入費用の2分の1を補助します。（上限あり。年1回までの申請可） ※簡易な用具の購入に限ります。	—

バランスのとれた自然環境をつくる

取組方針（1）都市とみどりの共存

	内容	頁
花と緑の街角づくり 推進事業 （公園緑地課）	公園や公共空間地、道路に面した民有地等において、草花の育成活動を行う自治会や愛好グループ等の団体を対象に、花苗の配付やフラワーポットを貸し出します。	14
民有地緑化助成 （公園緑地課）	住宅、事業所への新たな生垣設置・壁面緑化・道路沿いでの植栽の際に、費用の一部を助成します。	15

みどりのカーテン推進 (環境政策課)	窓の外につる性の植物を育てて作る自然のカーテンをみどりのカーテンといいます。観察記録をつけていただく市民モニターを毎年 4 月に募集し、苗を配付します。	15
緑の相談 (公園緑地課)	花や植木の育て方、果樹や野菜の作り方など、緑に関する相談に、専門知識を持つ相談員がお答えします。原則、毎月 1 回、金曜日に開催します。	—
緑の勉強会 (公園緑地課)	花壇や樹木の管理、ハンギングバスケット、寄せ植えなど、毎回、様々なテーマで植物について学びます。原則、毎月 1 回、金曜日に開催します。	—

取組方針(3) 生物多様性の保全

アライグマ・ヌートリア 捕獲器の貸出 (農林課)	特定外来生物であるアライグマやヌートリアによる農業被害、生活環境被害を防止するために、希望者に箱わなを貸し出します。	19
--------------------------------	--	----

ライフスタイルの見直しで低炭素なまちをめざす

取組方針(2) 再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入促進

名称	内容	頁
住宅用太陽光発電システム等 設置補助 (環境政策課)	住宅に太陽光発電システム・家庭用燃料電池(エネファーム)・太陽熱利用システム・蓄電池を設置した市民に、設置費の一部を補助します。	22
雨水貯留タンクの設置に 係る補助 (下水道施設課)	雨水を庭木の水やりや、夏の打ち水等に利用できる雨水貯留タンクの設置費の一部を補助します。	23
住宅の熱損失防止(省エネ) 改修に伴う固定資産税額の 減額 (資産税課)	外壁・窓等を通しての熱の損失の防止に資する改修等を行い、一定の基準を満たした場合、改修工事翌年度分の固定資産税額(家屋の 120 m ² 相当部分)を減額します。※工事完了後 3 ヶ月以内に申請が必要です。	—
再生可能エネルギー発電設備 の課税標準の特例 (資産税課)	一定の要件を満たす再生可能エネルギー発電設備は課税標準の特例の対象となり、固定資産税額(償却資産)を軽減します。	—

きちんと分別で資源の循環をすすめる

取組方針(1) 減量化の推進

名称	内容	頁
生ごみ処理容器等購入費の 補助 (資源循環課)	電源を必要としない容器(コンポスト容器等)及び電源を必要とする機器(生ごみ処理機)を購入する市民に、購入額の一部を補助します。	27

事業所等給水機設置事業補助 制度 (資源循環課)	不特定多数の市民の方などが気軽に無料で給水できる場所に給水機を設置する事業者、団体に対して、購入や賃貸に係る費用の一部を補助します。	28
--------------------------------	--	----

取組方針（2）再資源化の推進

再生資源集団回収報奨金制度 (資源循環課)	集団回収を実施する市内の住民団体等に、回収量に応じた額を報奨金として支給します。	30
苅ごみプリの配信 (資源循環課)	ごみの収集日や分別について調べることができる、スマートフォン向け無料アプリを配信しています。	31

取組方針（3）適正処理の推進

資源物の持ち去り対策 (資源循環課)	集積場所に設置する啓発看板、啓発シートを希望者に配付します。	33
スマイル収集 (環境事業課)	ごみの持ち出しが困難な高齢者及び障害者の方々の世帯に対し、決まった曜日に戸別で収集します。	34

環境意識・環境教育・環境行動

名称	内容	頁
苅本市環境教育 ボランティアの派遣 (環境政策課)	様々な環境の分野の専門の知識や経験を持ったボランティアを紹介し、環境学習の講師として派遣します。	35
エコポイント制度 (環境政策課)	市が指定した環境に配慮した行動(対象の行動は市広報誌などに掲載)をするとポイントがたまり、抽選で市内協賛事業所からご提供いただいた景品等が当たります。	36

私たちが暮らす茨木は、京阪神を結ぶ要路にあり、さらに、北摂の山々と清らかな流れをもつ、水と緑に恵まれた地であり、この良好な「環境」は市民全体の共有の財産である。

しかしながら、私たちは日常生活や事業活動において、物質的な豊かさや便利さを追求するあまり、大量の資源やエネルギーを消費し、環境への負荷を著しく増大させてきた。その影響は地域の環境にとどまらず、すべての生命の生存基盤である地球環境を脅かすまでに至っている。

私たち人類は、生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていることを改めて自覚し、環境と密接にかかわる私たちの生活のあり方を見直さなければならないという共通の課題に直面している。

安全かつ健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を享受することは、すべての市民が共有する権利であり、かけがえのない地球環境と健全で恵み豊かな地域環境を保全し、将来の世代に引き継いでいくことは、すべての市民の責務である。

このような認識に立って、これまでの生活や事業活動を自ら問い直し、市、事業者及び市民が互いに連携し、協働することによって、人と自然が共生する、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を創造するために、この条例を制定する。

(目 的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が安全かつ健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を確保することを目的とする。

(定 義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生じることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が安全かつ健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を確保するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、微妙な均衡を保つことにより成り立つ自然の生態系に配慮するととも

に、自然環境を適正に維持し、向上させることによって、人と自然が共生する都市を実現することを目的として行われなければならない。

- 3 環境の保全及び創造は、環境資源の適正な管理及び循環的な利用を図ることによって、持続的発展が可能な循環型社会を構築することを目的として行われなければならない。
- 4 環境の保全及び創造は、社会経済活動における環境への配慮その他の環境の保全等に関する行動が、市、事業者及び市民の公平な役割分担の下に協働して行われることによって、環境への負荷の少ない都市を構築することを目的として行われなければならない。
- 5 地球環境の保全は、市、事業者及び市民のすべての活動において、自らの課題として、積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、基本理念にのっとり、事業者及び市民の自主的な環境の保全及び創造に関する活動への取組を支援する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、自らの責任において、公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じる責務を有する。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(施策の基本方針)

第7条 環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本方針として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより人の健康を保護し、及び生活環境を保全すること並びに地域の特性を活かした良好な都市景観の形成等により快適な都市環境を創造すること。
- (2) 野生生物の生息及び生息環境への配慮等により豊かな生態系を保持すること、河川、森林等の自然環境を適正に保全すること及び人と自然との豊かな触れ合いを保つこと。
- (3) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの効率的利用その他の省資源及び省エネルギー

一を徹底することにより、天然資源の消費を抑制すること。

(4) 市、事業者及び市民すべてが、事業活動及び日常生活において環境に十分に配慮するなど自主的かつ積極的に行動することにより、環境への負荷を低減すること。

(5) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護等に積極的に取り組むことにより、地球環境を良好な状態に保持すること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する目標及び総合的かつ長期的な施策大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 環境基本計画を策定するに当たっては、事業者及び市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ第24条に規定する茨木市環境審議会の意見を聴かなければならない。

5 環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

(年次報告)

第10条 市は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(環境影響評価)

第11条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、あらかじめその事業の実施に伴う環境への影響について自ら調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講じるものとする。

2 市長は、環境の保全及び創造を図るため必要があると認めるときは、前項の事業者に対して必要な指導又は助言を行うことができる。

(規制の措置)

第12条 市は、環境の保全及び創造を図るため必要があると認めるときは、必要な規制の措置を講じるものとする。

(資源の循環的利用等の促進)

第13条 市は、環境への負荷を低減するため、事業者及び市民による廃棄物の減量、資源の循環的利用、エネルギーの効率的利用等が促進されるよう必要な措置を講じるものとする。

(公共施設の整備等)

第14条 市は、公共下水道、廃棄物処理施設その他の環境の保全及び創造に資する施設の整備を推進するものとする。

2 市は、公共施設の建設及び維持管理に当たっては、資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量のために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(監視体制の整備)

第15条 市は、環境の状況を把握するために必要な監視、測定及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第16条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的に推進するための体制を整備するものとする。

(自主的活動の支援)

第17条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「市民等」という。）が自ら行う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に資する活動を促進させるため、技術的な指導又は助言その他の必要な措置を講じるものとする。

(環境教育、環境学習の推進)

第18条 市は、市民等が環境の保全及び創造について関心と理解を深めるとともに、その自主的な活動が促進されるように、環境に関する教育及び学習の振興について必要な措置を講じるものとする。

(情報の収集及び提供)

第19条 市は、環境の保全及び創造に関する市民等の自主的な活動を促進するため、必要な情報の収集及び提供に努めるものとする。

(市民等の参加)

第20条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するに当たり、市民等の参加、協力等を得るために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(苦情の処理)

第21条 市は、公害その他の環境の保全上の支障に係る苦情について、迅速かつ適正な処理を図るよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第22条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

(地球環境の保全等)

第23条 市は、市民等と協働して、地球環境の保全に資する施策を推進するものとする。

2 市は、地球環境の保全その他広域的な取組を必要とする施策の実施に当たっては、国及び他の地方公共団体等と協力して、その推進に努めるものとする。

(環境審議会)

第24条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、茨木市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項

3 審議会は、前項各号に掲げる事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員12人以内で組織する。

5 委員は、市民、学識経験者その他の者のうちから市長が委嘱する。

6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

7 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

茨木市
地球温暖化対策実行計画
進捗状況

年	年	市の動き	国内の動き	海外の動き
平成2年	1990年		地球温暖化防止行動計画を策定 温暖化対策を総合的・計画的に推進していくための方針と今後取り組むべき対策の全体像を示した、最初の地球温暖化対策。	
平成9年	1997年			気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)開催→京都議定書 先進国が6つの温室効果ガスを削減する数値目標と目標達成期間が合意された。
平成10年	1998年		地球温暖化対策の推進に関する法律 COP3の経過を踏まえ、日本の地球温暖化対策に関する基本方針を定めた法律。	
平成15年	2003年	茨本市環境基本条例を施行 エコオフィスプランいばらき(第2版)(温対法による事務事業編)の策定 (目標年:平成20(2008)年度)	エネルギー基本計画を策定 エネルギー政策の基本的な方向性を示すため政府が策定。	
平成26年	2014年		エネルギー基本計画(第四次)を策定 原子力発電を重要なベースロード電源と位置付け、再エネの導入を3年程度最大限加速、電力システムの改革等。	国連気候変動サミット開催 京都議定書にかわる2020年以降の新たな枠組みを話し合い、温室効果ガス排出量削減により地球の気温上昇を2℃未満に抑制する決意の再確認。
平成27年	2015年	茨本市環境基本計画を新たに策定 (目標年:平成36(2024)年度)	COP21に向けた「日本の約束草案」を決定 <削減目標(GOP21)> 平成42(2030)年度: 平成25(2013)年度比26%削減	気候変動枠組条約第21回締約国会議(GOP21)開催 パリ協定を採択。世界の平均気温上昇を産業革命前と比較して2度未満に抑えることに合意。
平成28年	2016年		地球温暖化対策計画を策定 <削減目標(GOP21)> 上記の平成42(2030)年度に平成25(2013)年度比26%削減の目標達成に向けて着実に取り組むこと等を明記	気候変動枠組条約第22回締約国会議(GOP22)及び京都議定書第12回締結国会合(CMP12)等開催 2018年のCOP24までにパリ協定の実施指針等を策定することに合意。
平成29年	2017年	エコオフィスプランいばらき(第5版)の策定 <削減目標> 2022年度 平成25年度(2013年度)比18%減	日本の気候変動対策支援イニシアティブ2017を発表 気候変動対策について、国内対策に加え途上国と協働してイノベーションを起こしていく“コ・イノベーション”を推進する	
平成30年	2018年		環境基本計画(第五次)を策定 SDGsの考え方も活用し分野横断的な6つの「重点戦略」を設定、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を提唱等。 気候変動適応法が施行 適応策を推進する法的な仕組みが整備される。	国連気候変動枠組条約第24回締約国会議(COP24)開催 パリ協定の本格運用に向けた実施指針「カドヴィツェ機構パッケージ」を採択。
令和元年	2019年		「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を閣議決定 パリ協定に基づく温室効果ガスの低排出型の発展のための長期戦略として策定。	国連気候変動枠組条約第24回締約国会議(COP25)開催 市場メカニズム(パリ協定6条)について合意に至らず。
令和2年	2020年	茨本市地球温暖化対策計画を策定 <削減目標> 中期(令和12(2030)年度) 平成25(2013)年度比35%減 長期(令和32(2050)年度) 排出量実質ゼロ	革新的エネルギー環境戦略を策定 2019年に閣議決定された長期戦略に基づき、日本のエネルギー・環境分野における革新的技術を社会実装するため策定。	国連気候変動枠組条約第25回締約国会議(COP25)開催 市場メカニズム(パリ条約6条)について全ての論点に完全に合意するに至らず。
令和3年	2021年	ゼロカーボンシティの表明 令和32(2050)年に二酸化炭素排出量実質ゼロに取り組むことを表明。	地球温暖化対策計画閣議決定 令和12(2030)年度に平成25(2013)年度比46%削減、さらに50%削減に向け挑戦を続けることを明記。	国連気候変動枠組条約第26回締約国会議(COP26)開催 気温上昇を工業化前の1.5℃以内に抑える目標を掲げる。
令和4年	2022年	エコオフィスプランいばらき(第6版)の策定	「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を修正する法律案を」閣議決定 民間や地方公共団体の脱炭素化に資する事業活動や施策のための費用に対し、国が財政上の措置を行うものとして策定。	国連気候変動枠組条約第27回締約国会議(COP27)開催 気候変動対策の各分野の強化をもとめる「シャルム・エル・シェイク実施計画」が決定。また、2030年までの緩和の野心実施を緊急に高めるための「緩和作業計画」が策定。
令和5年	2023年	茨本市地球温暖化対策実行計画の改定 茨本市再生可能エネルギー導入戦略の策定 <削減目標> 中期(令和12(2030)年度) 温室効果ガス:平成25(2013)年度比46%減 太陽光発電設備容量(累計):83kW 長期(令和32(2050)年度) 排出量実質ゼロ エコオフィスプランいばらき(第6版)の策定 <削減目標> 中期(令和12(2030)年度) 温室効果ガス:平成25(2013)年度比28%減	気候変動適応法の改正 熱中症対策実行計画の法定計画への格上げ、熱中症警戒情報の法定化及び熱中症特別警戒情報の創設、市町村長による指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)及び熱中症対策普及団体の指定の制度等の措置	国連気候変動枠組条約第28回締約国会議(GOP28)の開催 パリ協定の目的達成に向けた世界全体の進捗を評価するグローバル・ストックテイク(GST)に関する決定

茨木市地球温暖化対策実行計画の進捗状況

市では、令和5年3月に茨木市地球温暖化対策実行計画を改定し、下記のとおり基準年度と温室効果ガス排出量の削減目標を定めました。また、再生可能エネルギーの導入目標として、太陽光発電の設備容量の導入目標も定めました。目標達成に向けた取組状況や排出量の経年変化について指標を定め、茨木市環境審議会で確認のうえ、この「いばらきの環境」に掲載することとしています。

	目標年度	温室効果ガス	太陽光発電の設備容量
中期目標	令和12（2030）年度	基準年度比 －46%	83千Kw導入
長期目標	令和32（2050）年度	実質ゼロ	—

＜基準年度＞ 平成25（2013） 年度	＜進捗状況＞ 令和3（2021）年度			
1人あたりの 温室効果ガス 排出量	1人あたりの 温室効果ガス 排出量	基準年度比	前年度比	太陽光発電の 設備容量
6.28 t-CO ₂	4.89 t-CO ₂	-22%	0%	47.5千Kw

令和3年度の市民1人あたりの温室効果ガス排出量は4.89 t-CO₂で対基準年度比22%削減、対前年度比では増減がありませんでした。中期目標の-46%の確実な達成に向け、温室効果ガス排出量増加の原因を分析し、削減に繋がる取組を実施するとともに、啓発活動を行っていく必要があります。

設定した指標

名称	項目	役割
①全体指標	・単位あたりのエネルギー消費量 ※総量および部門別（単位あたり）	・目標に向けた要因分析の役割を果たす
②評価指標	「まちの姿」実現に向けた実態や進捗を図る指標（前年度の把握が可能なものを中心に設定）	・複数年把握を行う ・各「まちの姿」に向けた現状把握（市、市民、事業者）を行う ・直近のもので評価が行えるもの

①目標値への進捗指標

【目指すまちのすがた】

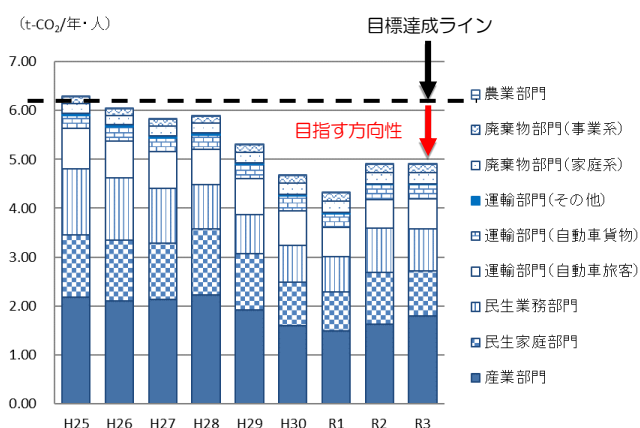
- ・市民1人あたりの温室効果ガス排出量が基準年度より令和12（2030）年には46%削減、令和32（2050）年度には実質ゼロにすることを目指します。

【進捗指標の状況】

「市域における市民1人あたりの温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算）」

令和3（2021）年度の市民1人あたりの温室効果ガス排出量は 4.89（t-CO₂/年・人）と基準年度からは22%削減しましたが、前年度比は増減がありませんでした。

近隣都市（高槻市・吹田市・豊中市）の平均温室効果ガス排出量は 3.02（t-CO₂/年・人）で、茨木市は産業部門での排出量が近隣都市に比べ多くなっています。



～温室効果ガス排出量の算出方法～

温室効果ガス排出量

=

活動量

×

排出係数

生産量、使用量、焼却量など、
排出活動の規模を表す指標

活動量あたりの排出量

温室効果ガス排出量は、「活動量」と「排出係数」を掛け合わせることで算出されます。無駄なエネルギーを使わないようにする、機器の買い替えの際にはエネルギー効率の良い機器を購入する等で「活動量」を減らすことができます。

また、温室効果ガス排出量は排出係数によっても変動します。例えば、電力の排出係数は毎年変わるため、電力の使用に伴う温室効果ガス排出量はその数値に大きく左右されます。

<電力の排出係数（kg-CO₂/kWh）>

平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)
0.522	0.531	0.509	0.509	0.435	0.352	0.34	0.362	0.299

【参考】東日本大震災（平成23年3月）以降、原子力発電の稼働率が低下していましたが、平成29年6月から原子力発電所の再稼働が始まったため、電力の排出係数の値が小さくなりました。

① 全体指標

【目指すまちのすがた】

- ・市民1人あたりのエネルギー消費量が基準年度より減少することを目指します。
- ・各部門別の単位あたりの二酸化炭素排出量とエネルギー消費量がともに基準年度より減少することを目指します。

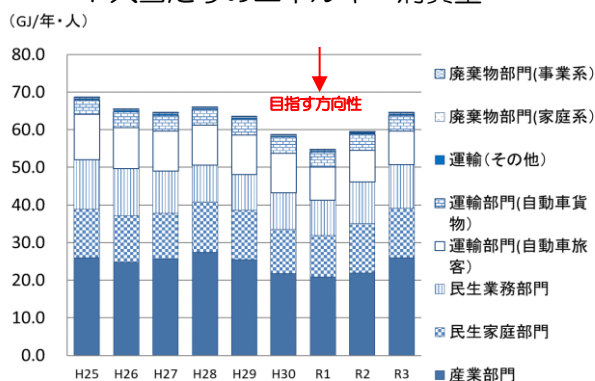
【全体指標の状況】

「1人当たりのエネルギー消費量および総量」

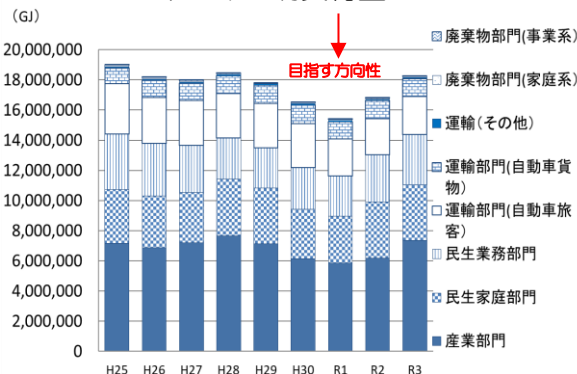
令和3（2021）年度は、1人あたりのエネルギー消費量が64.5（GJ/年・人）と基準年度から6%削減しました。

前年度の令和2（2020）年度に比べて、産業部門での増加が顕著に見られた。環境省発表資料では、排出量に影響を与えた要因として、新型コロナウイルス感染症で落ち込んでいた経済の回復や外出自粛が緩和された影響で在宅時間が減少したこと等によるエネルギー消費量の増減が言及されており、本市においても同様の傾向があると考えられます。

1人当たりのエネルギー消費量



エネルギー消費総量



～エネルギー消費量とは～

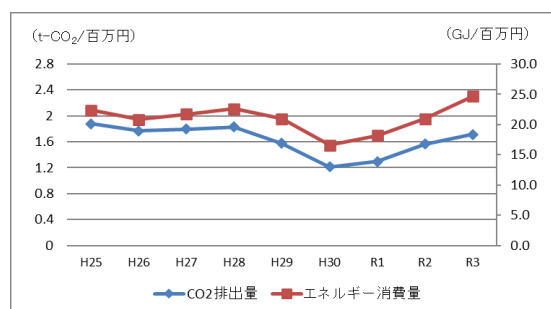
エネルギー消費量は温室効果ガス排出量と異なり排出係数の影響を受けないため、事業活動や生活の中で省エネルギー対策等に取り組んだ結果がより分かりやすく表れている数値です。

市域のエネルギー消費量の総量を減らすことも大切ですが、部門別で減らすことも大切です。

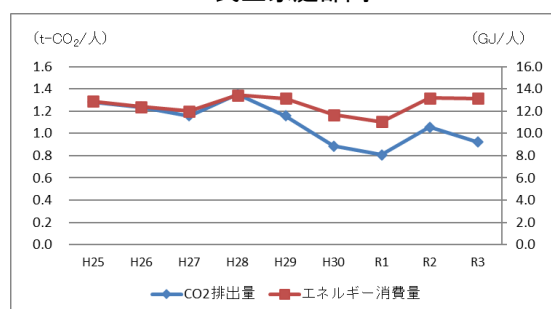
＜部門別の単位あたりのCO₂排出量およびエネルギー消費量＞

地球温暖化対策実行計画では、各部門と密接に関連している、製造品出荷額・人口・延床面積を原単位として、単位あたりのCO₂排出量およびエネルギー消費量を算出することとしています。

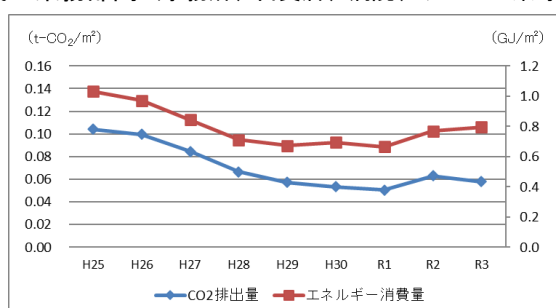
産業部門（製造業・農林水産業・鉱業・建設業）



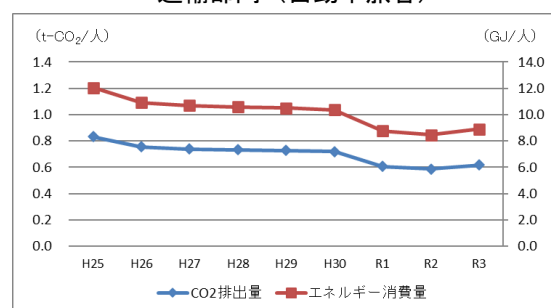
民生家庭部門



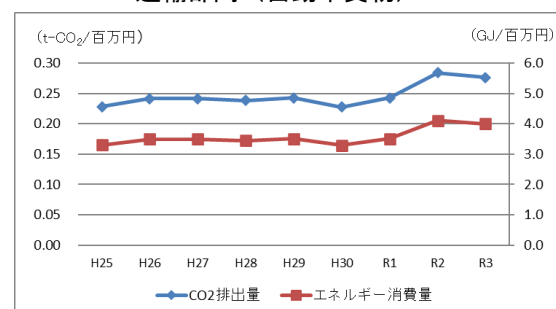
民生業務部門（事務所、百貨店、病院、サービス業等）



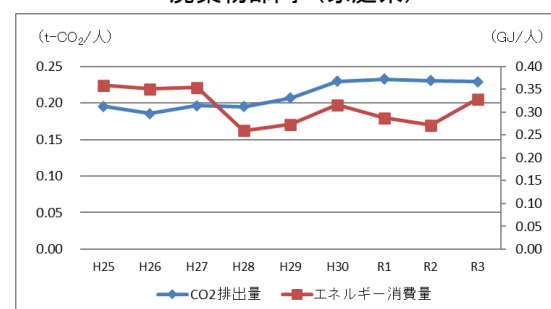
運輸部門（自動車旅客）



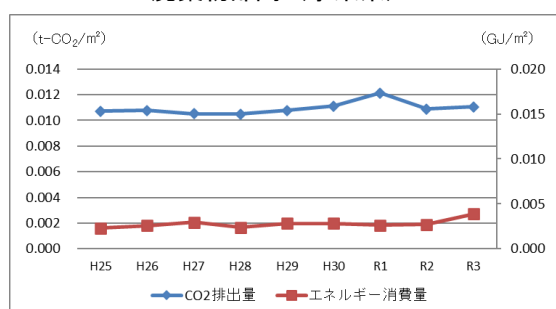
運輸部門（自動車貨物）



廃棄物部門（家庭系）



廃棄物部門（事業系）



（参考）茨木市の人口（人）及び製造品出荷額（百万円）の推移

年 度	平成 25年度 (2013)	平成 26年度 (2014)	平成 27年度 (2015)	平成 28年度 (2016)	平成 29年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2020)
人 口	276,662	277,768	278,741	279,573	280,518	281,478	281,541	282,705	283,078
製造品出荷額	321,099	330,598	330,598	339,831	340,707	370,188	322,748	295,092	297,646

②評価指標

【5つの目指すまちのすがた（茨木市地球温暖化対策実行計画から）】

1. 脱炭素化に向けたライフスタイルが浸透しているまち
2. 人にも環境にもやさしく移動ができるまち
3. 環境負荷が小さいまちづくりが進んでいるまち
4. 環境意識が次世代へ継承されるまち ～環境・エネルギー教育の推進～
5. みんなで気候変動の影響への適応を推進するまち

1. 脱炭素化に向けたライフスタイルが浸透しているまち

【評価指標の状況】

「市内のネット・ゼロ・エネルギー建築物（ZEB、ZEH）の設置数」

環境省補助金の交付により設置をした市内のZEBはありませんでした。

ZEHは環境省補助金の大阪府域の分の申請となるため、多くなっております。

環境省のZEB補助金を利用したZEBの設置はなし

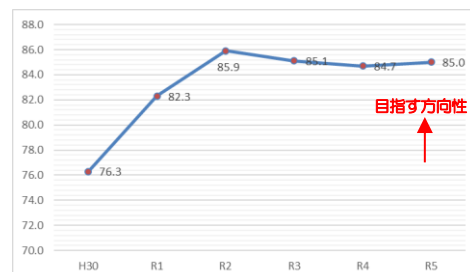
環境省のZEH補助金件数（大阪府）は把握

令和4年度：3,145件、令和3年度：2,970件

H26 H27 H28 H29 H30 R1 R2 R3 R4 R5

「市内小売店舗でのマイバッグ持参率」

令和2（2019）年7月にレジ袋有料化が法制化されたこともあり、目標値（80%）を超えた高水準を維持しています。



令和5（2023）年度に実施した主な取組内容の紹介

事業	取組内容（実績）	担当課
COOL CHOICE CHALLENGE ※の実施	応募件数17件	環境政策課

※COOL CHOICE（賢い選択）は、令和5年（2023）にデコ活に移行しました。デコ活とは、「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称で、二酸化炭素（CO₂）を減らす（DE）脱炭素（Decarbonization）と、環境に良いエコ（Eco）を含むデコと活動・生活を組み合わせた新しい言葉です。

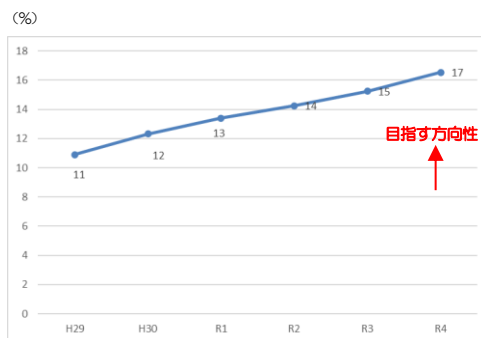


2. 人にも環境にもやさしく移動ができるまち

【活動指標の状況】

「市内の次世代自動車の割合」

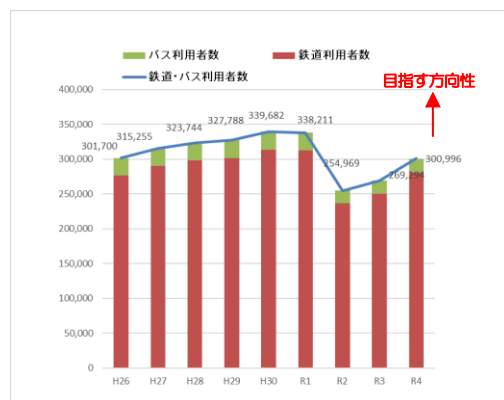
次世代自動車とは、燃料電池自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車、天然ガス自動車です。



「市内の鉄道・バスの利用者数」

令和4(2022)年度の利用者数は、約301,000人となりました。

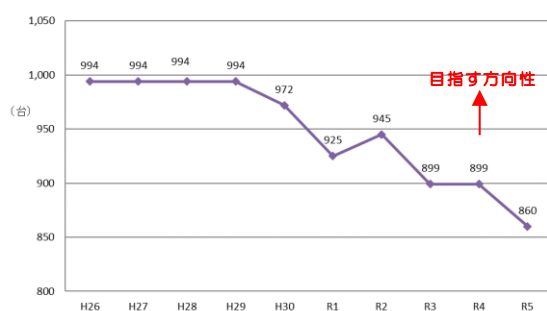
新型コロナウイルス感染症拡大で、在宅勤務が増加したことで利用者が減少しましたが、令和2年度以降増加傾向にあります。



「市内のレンタサイクル導入台数」

令和5(2023)年度は、860台となりました。

※市内で運用されているレンタサイクルの台数となります。



令和5（2023）年度に実施した主な取組内容の紹介

事業	取組内容（実績）	担当課
公用車への電動自動車の導入	公用車の更新の際には、可能な限り電気自動車の導入に努めています。	環境政策課、各車両保有課
E V等の普及	いばらき環境フェアでFCVを展示。	環境政策課

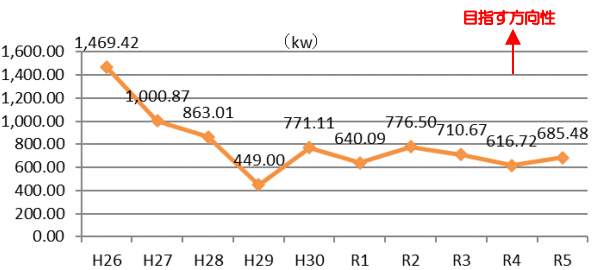
3. 環境負荷が小さいまちづくりが進んでいるまち

【活動指標の状況】

「太陽光発電導入量（市補助分）」

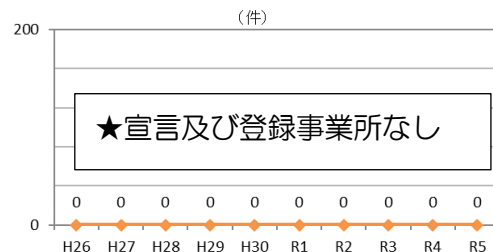
平成29(2017)年度までは再生可能エネルギー固定価格買取制度の買取価格が年々下がっていたことから、減少傾向にありました。

平成30(2018)年度以降は横ばいで推移しています。



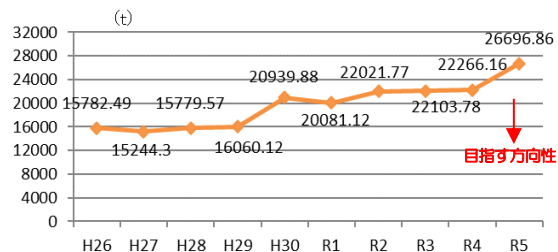
「市内事業所の RE100 及び再エネ 100 宣言 REAction 登録数（事業所）」

市内事業所で、RE100 及び再エネ 100 宣言 REAction 登録をしている事業所はありませんでした。



「市内のプラスチック処理量」

平成 30(2018)年度以降、大阪北部地震による廃棄物処理量の増加や、新型コロナウイルス感染症感染拡大によりワンウェイプラスチックのごみの増加により増加傾向にあります。



令和 5（2023）年度に実施した主な取組内容の紹介

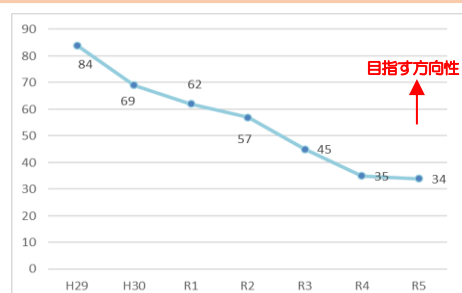
事業	取組内容(実績)	担当課
市内公共施設の省エネルギー診断	0か所	環境政策課、各施設所管課
集団回収、古紙類など資源物の分別・再資源化	再生資源集団回収報奨金事業を運用（428団体、5,819t回収）	資源循環課
廃棄物減量等推進員活動の推進	廃棄物減量等推進員研修会（1）、ダンボールコンポスト講習会（1）を実施	資源循環課
事業所訪問、啓発冊子・副読本の発行	20事業所を訪問	資源循環課
省エネ相談会の実施	0件（出展なし）	環境政策課

4. 環境意識が次世代へ継承されるまち ～環境・エネルギー教育の推進～

【活動指標の状況】

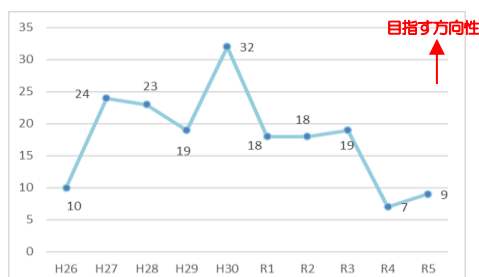
「茨木市こどもエコクラブ登録者数」

家族単位での登録団体が子どもの卒業と同時に解散する傾向にあり、登録者が年々減少し、34 人となりました。



「環境学習プログラム利用回数」

ここ数年は、新型コロナウイルス感染症の影響や教育施設で他の授業のカリキュラムが増えていることもあり、小学校での利用回数が減少しています。



「里山保全体験人数」

令和5（2023）年度は11,376 人の里山センターの利用がありました。新型コロナウイルス感染症感染の影響が少なくなってきたことから、イベント等で利用される方が増加しました。



令和5（2023）年度に実施した主な取組内容の紹介

事業	取組内容（実績）	担当課
市民参加型森林保全事業	森林の保全と活用を図る市民ボランティアの育成をはかる	農林課
環境家計簿（ええことカレンダー）の普及	ええことカレンダー提出者 29人 ええことカレンダーコンテスト参加者 20人	環境政策課
朝市・青空及び販売所PR（地産地消の実践）	市HPに掲載、市の広報誌10件	農林課

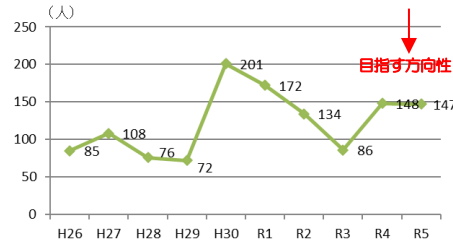
5. みんなで気候変動の影響への適応を推進するまち

【活動指標の状況】

「熱中症搬送者数」

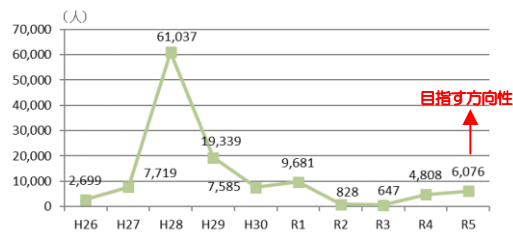
搬送者数は 147 人となりました。

熱中症患者を 1 人でも少なくするために、毎年度、広報誌等で熱中症に対する注意喚起を行っています。



「防災訓練参加人数」

新型コロナウイルス感染症の影響も少なくなり、地域の防災訓練が開催されたため、防災訓練参加人数が増加しました。気候変動に伴う豪雨等の災害について、日頃から備える必要があります。



令和 5（2023）年度に実施した主な取組内容の紹介

事業	取組内容（実績）	担当課
市民参加型森林保全事業	森林の保全と活用を図る市民ボランティアの育成をはかる	農林課
みどりのカーテン推進事業	市民モニター49人＋6団体、学校等63施設で実施	環境政策課

全体

【活動指標の状況】

「いばらきエコポイント抽選応募者数・協賛市内事業所数」

新型コロナウイルス感染症感染の影響が少なくなってきたことによる、ポイント配布対象の対面イベントの実施増加に伴い、応募者数が増えています。

また本ポイント制度の周知に努めた結果、協賛市内事業所数は、増加傾向にあります。



用語解説

〔RE100〕

企業自らの事業の使用電力を 100%再エネで賄うことを目指す国際的なイニシアティブのことです。ただし、参加要件が年間消費電力量 50GWh 以上等の大企業となります。

〔いばらきエコポイント〕

茨木市民を対象に、市が指定する環境に配慮した行動をするともらえるポイント制度です。10 ポイント以上貯めると、茨木市の特産品などが当たる抽選会に応募できます。

〔エコオフィスプランいばらき〕

市自らが事業者としての立場で事務・事業における環境に配慮した行動を率先実行するための計画で、温室効果ガス排出量の削減目標や、職員の取組内容を定めています。また、地球温暖化対策推進法に規定する地方公共団体実行計画としています。

〔環境家計簿〕

家庭で使用する電気・ガス・水道・ガソリン・灯油などの使用量や、普通ごみの排出量を記録し、それらを CO₂ の量に換算して「見える化」するもので、家庭が地球環境に与える影響を知ること、エネルギーの無駄遣いを減らす行動に繋がります。

〔環境フェア〕

市民の環境に関する知識及び意識の向上を図り、自発的な環境学習へのきっかけをつくることを目的に開催しています。市民団体や事業者と協働し、本市の環境の現状や市民一人ひとりが取り組むべきことを催し物などを通じて分かりやすく紹介しています。

〔再エネ 100 宣言 REAction〕

企業等の団体の使用電力を 100%再生可能エネルギーに転換する意思と行動を示す枠組みのことです。RE100 の対象外となっている中小企業等が対象となっているのが特徴です。

〔再生可能エネルギー〕

太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなど、自然の営みから継続して利用できるエネルギーのことです。エネルギー源が絶えず再生・供給され、地球環境への負荷が少ないことが特徴です。

〔再生資源集団回収報奨金〕

ごみの減量及び資源の有効利用を図るため、自主的に再生資源集団回収を行う地域住民団体等に対し、回収量に応じて報奨金を支給する制度です。

〔ZEH〕

Net Zero Energy House の略称で、「ゼッチ」と呼びます。住宅で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることをめざした建物のことです。

〔ZEB〕

Net Zero Energy Building の略称で、「ゼブ」と呼びます。建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることをめざした建物のことです。

〔廃棄物減量等推進員〕

廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第 10 条の規定に基づき委嘱しています。地域のごみ減量やリサイクルを推進するリーダー役として、ごみ集積場所の減量の確認、地域での正しいごみの出し方についての啓発活動、地域の要望・提案などの伝達、市の減量施策やイベント等への協力等に取り組んでいただいています。

令和6(2024)年度版

いばらきの環境

(令和5(2023)年度 年次報告書)

令和7(2025)年3月発行

発行 茨木市産業環境部環境政策課
茨木市駅前三丁目8番13号
電話(072)620-1644